

3 歳出の状況

普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。

目的別とは、その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもので、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。

性質別とは、その歳出経費がどのような内容に使われたかによって分類するもので、人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金・貸付金、繰出金、普通建設事業費などに分けられます。

3.1 目的別経費

目的別経費の主な内容は次のとおりです。

総務費… 市役所庁舎の管理やIT化などの経費、コミュニティセンター等に係る経費、税金の賦課徴収経費、戸籍や選挙費用等に係る経費、特別定額給付金に係る経費

民生費… 保育園や児童館、生活保護や障がい者・高齢者などの福祉に係る経費

衛生費… ごみやし尿の処理、健康に係る経費

土木費… 都市計画や道路橋りょう、公園等に係る経費

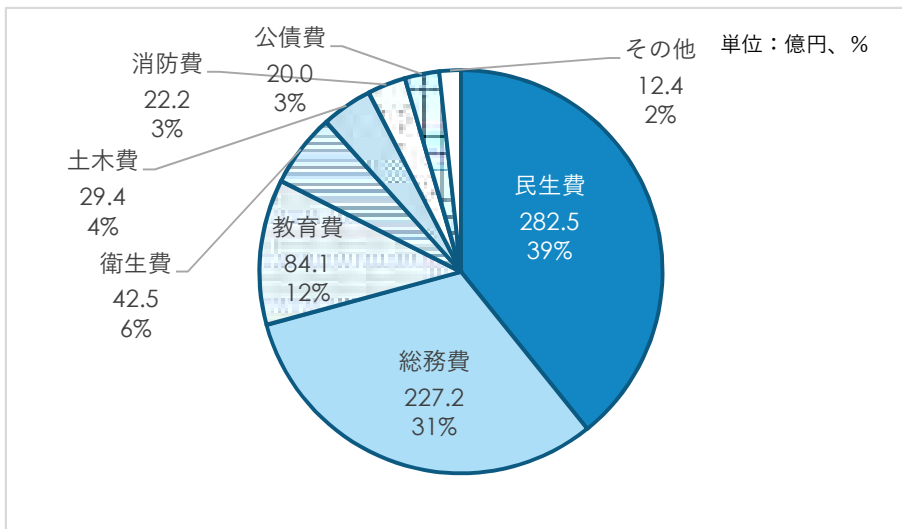
消防費… 防災・消防に係る経費

教育費… 学校教育、社会教育（図書館や公民館、文化財保護など）、生涯学習（文化スポーツ振興など）に係る経費、幼稚園等に係る経費

公債費… 地方債の返済に係る経費

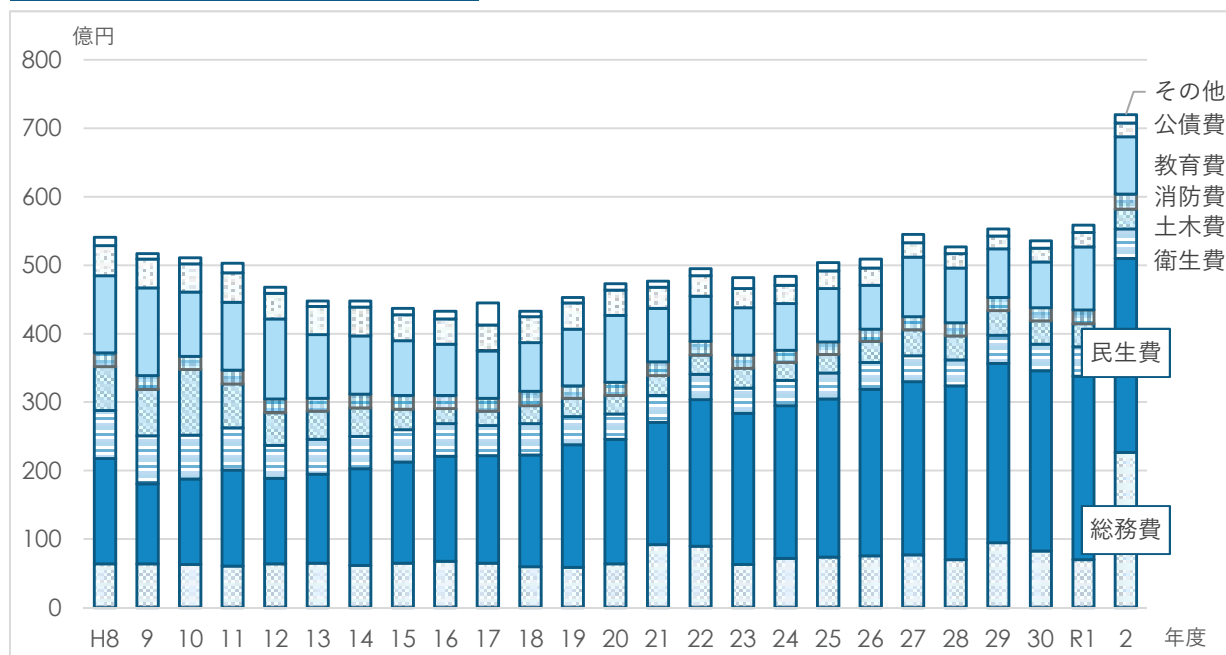
3.1.1 目的別経費の構成

令和2年度は、民生費が39%、総務費が31%と歳出の約7割を占めていて、以下教育費、衛生費と続きます。



3 歳出の状況

3.1.2 目的別経費の推移



単位：千円

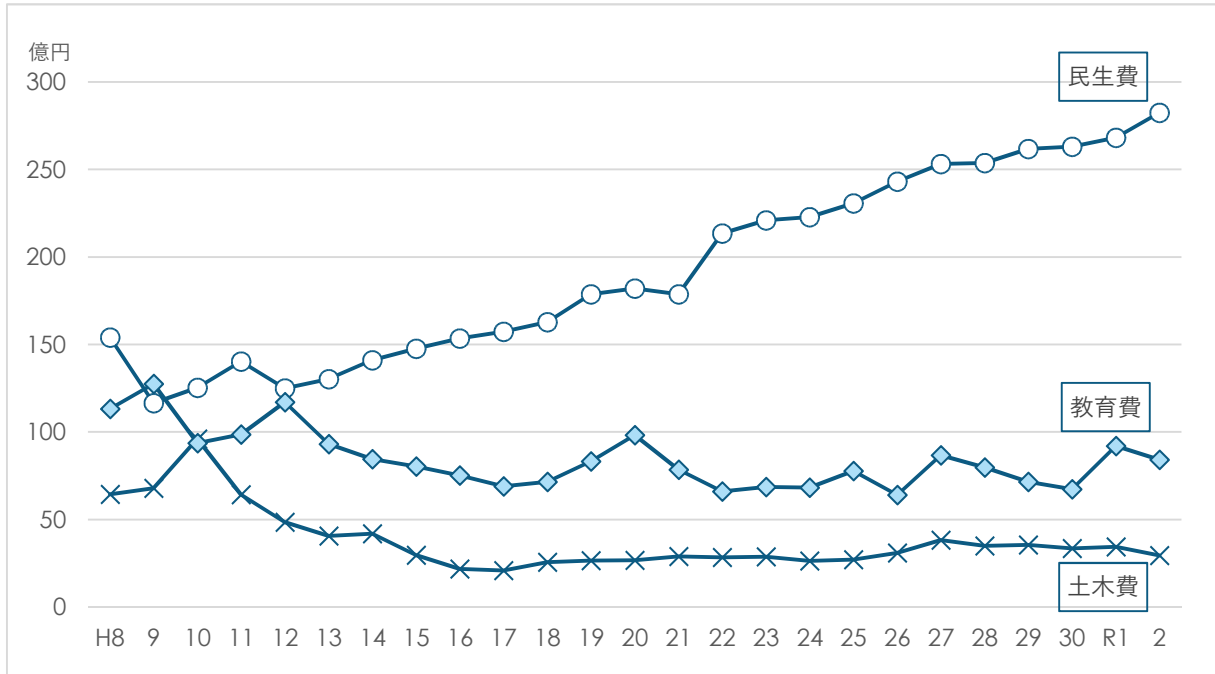
年度	H26	27	28	29	30	R1	2
総務費	7,636,101	7,708,975	7,042,256	9,449,193	8,339,985	7,011,530	22,718,990
民生費	24,311,345	25,323,196	25,370,186	26,177,904	26,313,475	26,816,425	28,250,693
衛生費	3,885,875	3,774,727	3,833,306	4,123,538	3,845,291	4,298,778	4,253,834
土木費	3,095,256	3,822,168	3,496,234	3,556,891	3,352,332	3,440,717	2,943,362
消防費	1,843,562	1,922,105	1,848,626	1,849,357	1,882,486	2,041,673	2,221,775
教育費	6,410,640	8,675,301	7,975,353	7,145,661	6,732,228	9,202,669	8,410,358
公債費	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136	1,994,771
その他	1,291,590	1,227,700	1,040,771	1,008,566	1,096,520	1,099,763	1,235,649
決算総額	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691	72,029,432

(最終決算年度から7年間)

3 歳出の状況

3.1.3 主な目的別経費の推移

歳出の中で例年高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



社会保障経費が多くを占める民生費は、引き続き増加しています。これは、障害福祉サービス費が引き続き増加していることや、待機児童対策としての民間保育所の新設及び改修工事に対する補助金が増加したことなどが主な要因です。後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金も引き続き増加しており、民生費の増加は今後も続くものと考えられます。

ニュータウン開発時には、道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小・中学校などの施設整備も集中して行なったため、土木費と教育費が歳出の中で高い割合を占めていました。現在は整備から、耐震化・老朽化による改修や補修などに移行しています。

なお、前年と比べ急増している年がありますが、民生費の平成8年度は総合福祉センター建設等によるもの、11年度は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもの、22年度は子どものための手当の拡充や生活保護費の増加によるものです。教育費の20年度は多摩第一小学校、27年度は多摩第二小学校の建替え、令和元年度は武道館及び陸上競技場の大規模改修工事等によるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。

3 歳出の状況

3.2 性質別経費

性質別経費の主な内容は次のとおりです。

人件費… 職員の給与や議員、委員等の報酬など

扶助費… 生活保護費や障害者総合支援法の給付費などの福祉・医療に係る経費

公債費… 地方債の返済に係る経費

物件費… 旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など

維持補修費… 施設や道路などを維持するための経費（増改築等は含まれない）

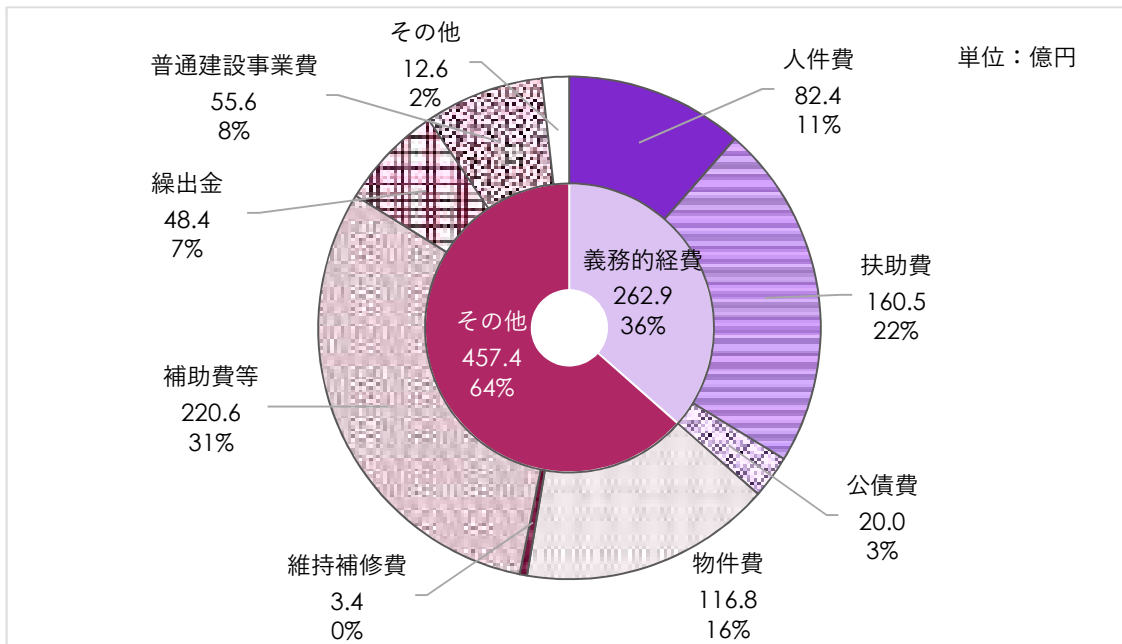
補助費等… 補助金や交付金、一部事務組合への負担金など

繰出金… 一般会計から特別会計に支出される経費

普通建設事業費… 施設建設や道路新設などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるもの

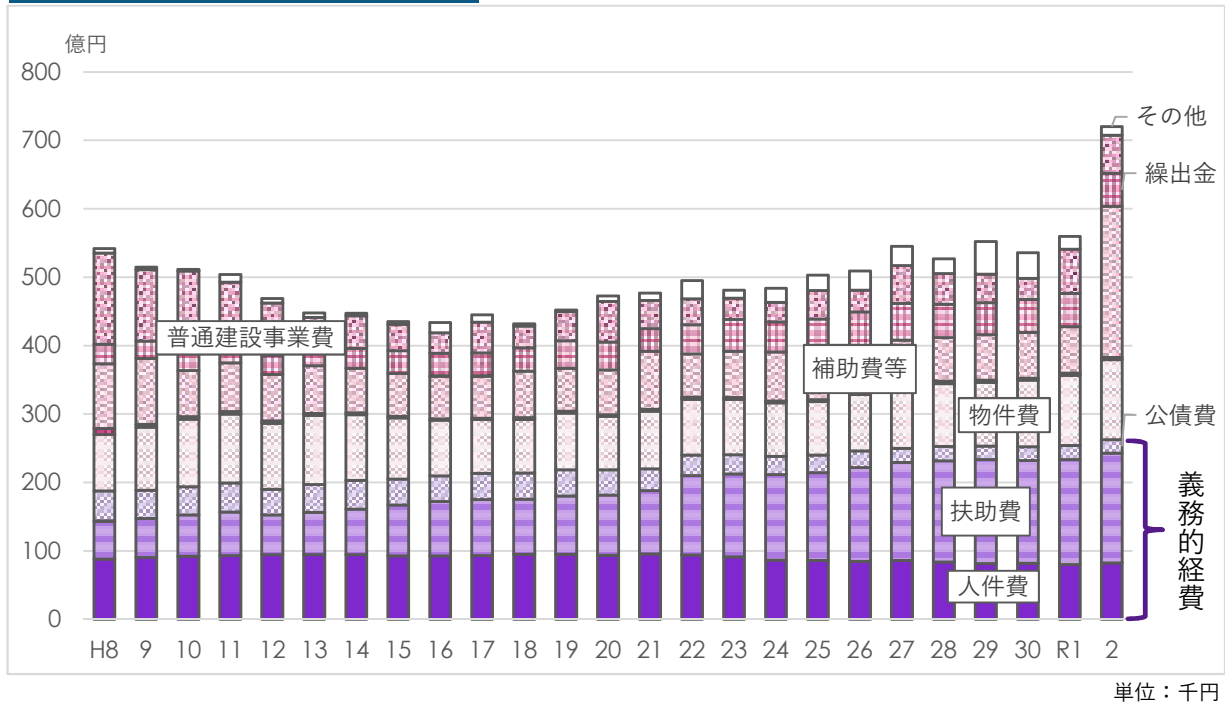
このうち、制度的に支出することが義務づけられていて、任意には削減できない人件費、扶助費、公債費のことを義務的経費といいます。これらの割合が高いほど財政の硬直度高まるとされており、新しい行政需要に対応することが難しくなります。令和2年度の決算総額に占める義務的経費の割合は約36%です。

3.2.1 性質別経費の構成



3 歳出の状況

3.2.2 性質別経費の推移

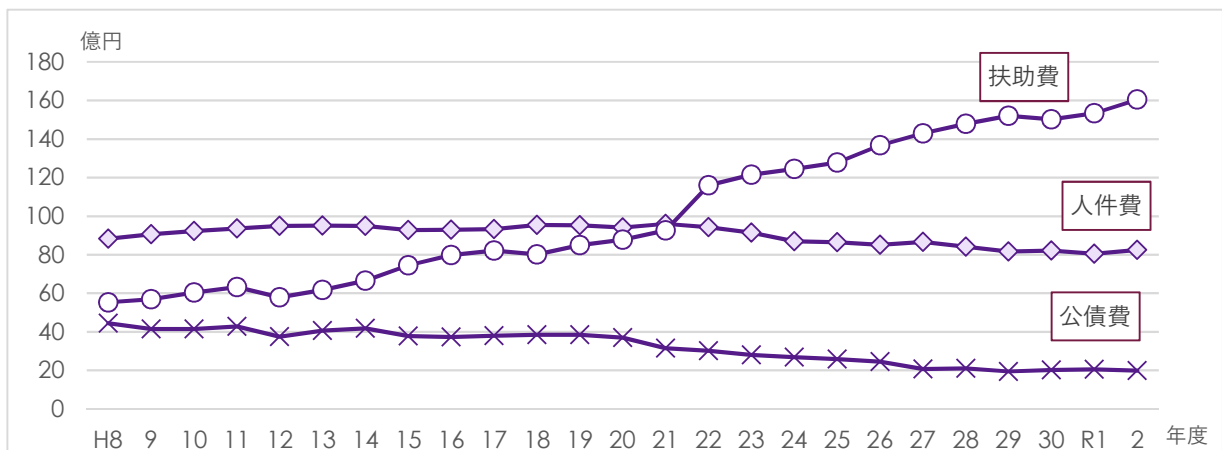


年度	H26	27	28	29	30	R1	2
人件費	8,517,042	8,658,324	8,406,395	8,165,896	8,213,274	8,051,237	8,242,641
扶助費	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942	16,047,521
公債費	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136	1,994,771
物件費	8,246,130	8,709,212	9,169,969	9,327,162	9,723,838	10,238,862	11,680,297
維持補修費	297,359	348,818	357,024	322,133	284,847	315,931	339,057
補助費等	6,833,895	6,737,640	6,386,040	6,664,488	6,692,622	6,810,935	22,058,279
繰出金	4,941,152	5,356,615	4,844,574	4,670,872	4,803,839	4,824,344	4,840,602
普通建設事業	3,178,752	5,519,348	4,481,474	4,166,070	3,071,658	6,457,169	5,562,490
その他	2,788,561	2,825,114	2,163,779	4,780,326	3,744,040	1,868,135	1,263,774
決算総額	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691	72,029,432

単位：千円
(最終決算年度から7年間)

3.2.3 義務的経費の内訳の推移

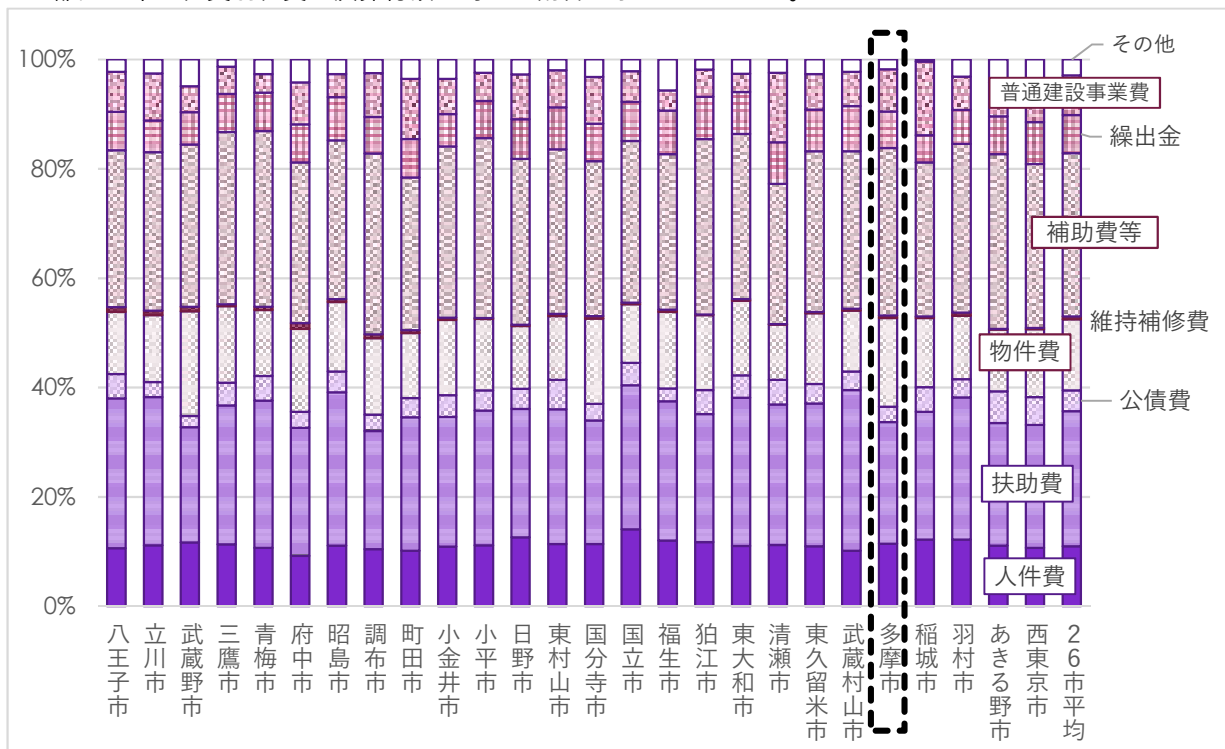
義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいです。扶助費は、障がい者福祉や幼児教育・保育の無償化に係る経費の増などにより増加しています。



3 歳出の状況

3.2.4 歳出性質別構成の他市との比較

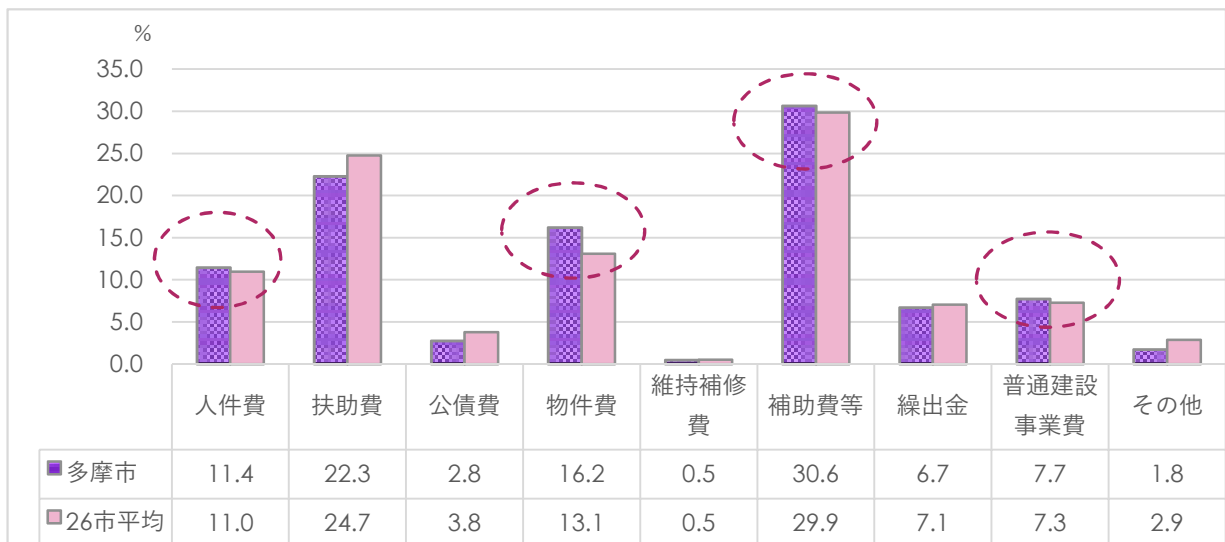
都内26市の性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。



3.2.5 歳出性質別構成の他市との比較 その2

3.2.4で示した性質別経費の決算総額に対する割合を多摩市と26市平均とで並べて示したものです。

他市との比較で、多摩市は人件費、物件費、補助費等、普通建設事業費の割合が大きいことがわかります。次ページ以降の性質別経費の分析で、それぞれの経費について説明しています。



3 歳出の状況

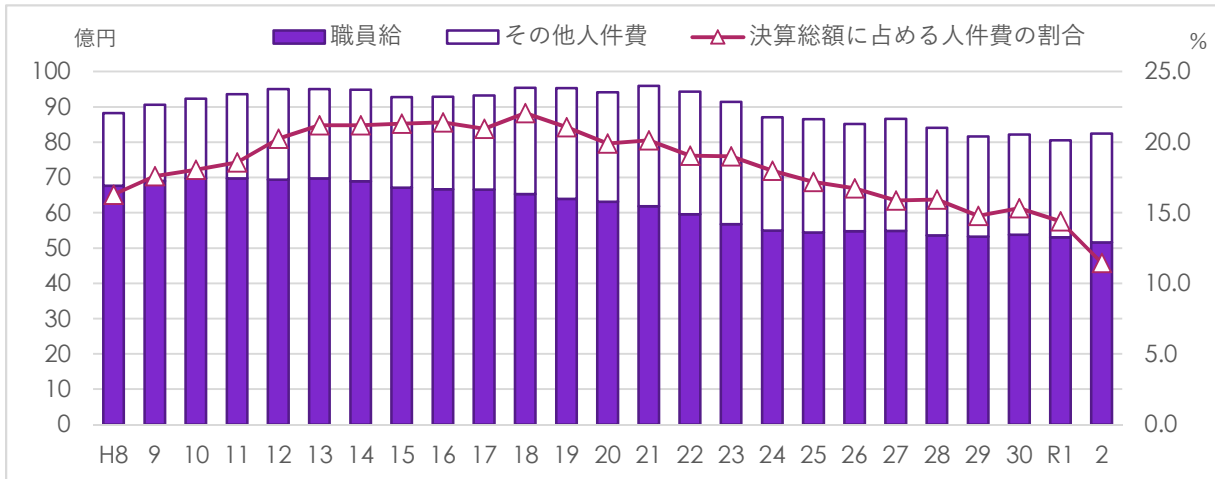
3.3 性質別経費の分析：人件費

3.3.1 人件費と決算総額に占める割合の推移

人件費には、市職員の職員給のほか、市議会議員や会計年度任用職員の報酬等が含まれます。

令和2年度は、前年より約1.9億円増加し、約2.4%の増加となっています。これは、市職員の平均年齢の低下や新型コロナウイルスの影響による時間外の減少等により、職員給等が減少したものの、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始したことにより増加しています。

職員給は、過去には業務の見直し等の取り組みや、市職員の平均年齢の低下により減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。

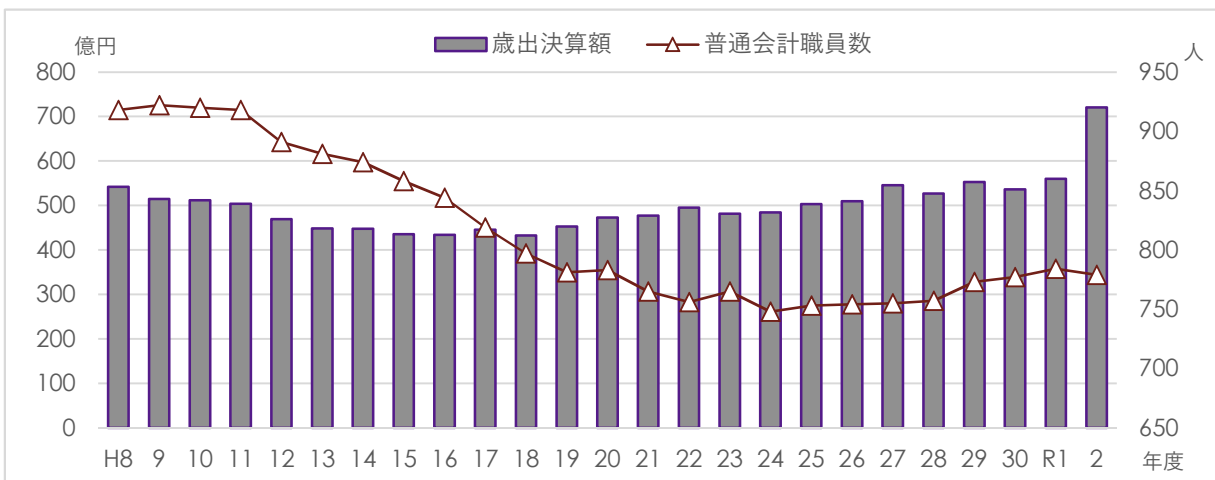


年度	H26	27	28	29	30	R1	2
人件費	8,517,042	8,658,324	8,406,395	8,165,896	8,213,274	8,051,237	8,242,641
決算総額に占める割合	16.7	15.9	15.9	14.8	15.3	14.4	11.4

(最終決算年度から7年間)

3.3.2 多摩市の職員数の推移

職員数は、外部委託や業務の見直しにより減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。



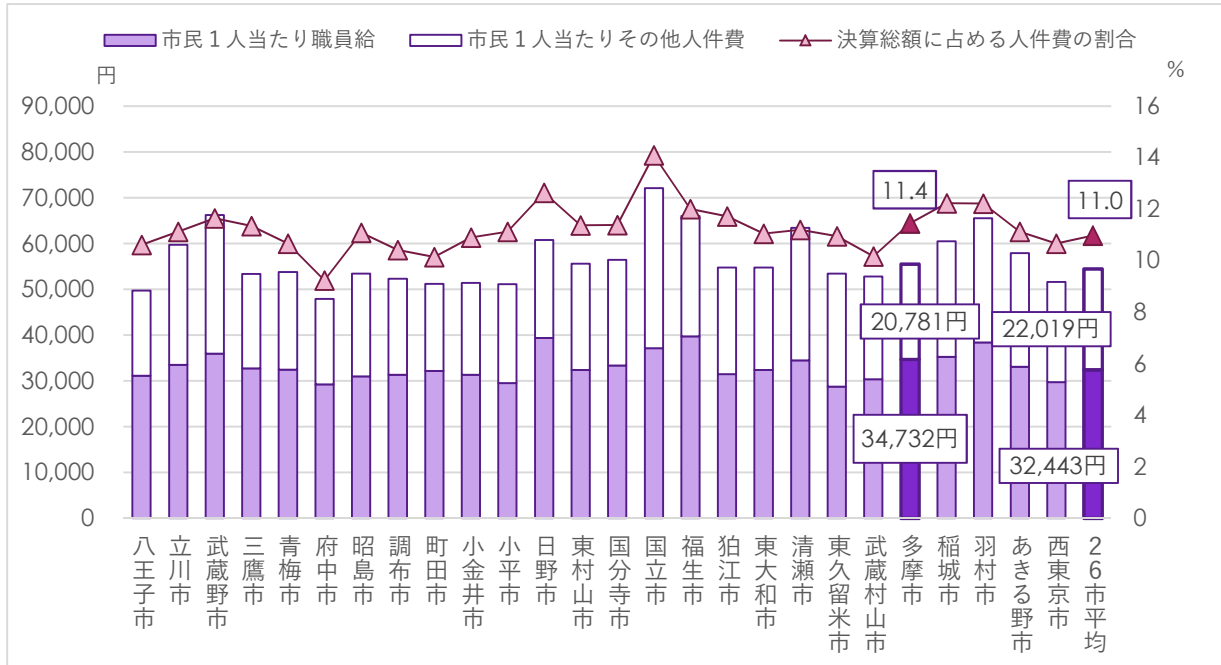
年度	H26	27	28	29	30	R1	2
決算総額	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691	72,029,432
普通会計職員数	754	755	757	773	777	784	779

(最終決算年度から7年間)

3 歳出の状況

3.3.3 令和2年度 26市における市民1人当たりの人件費と決算総額に占める割合

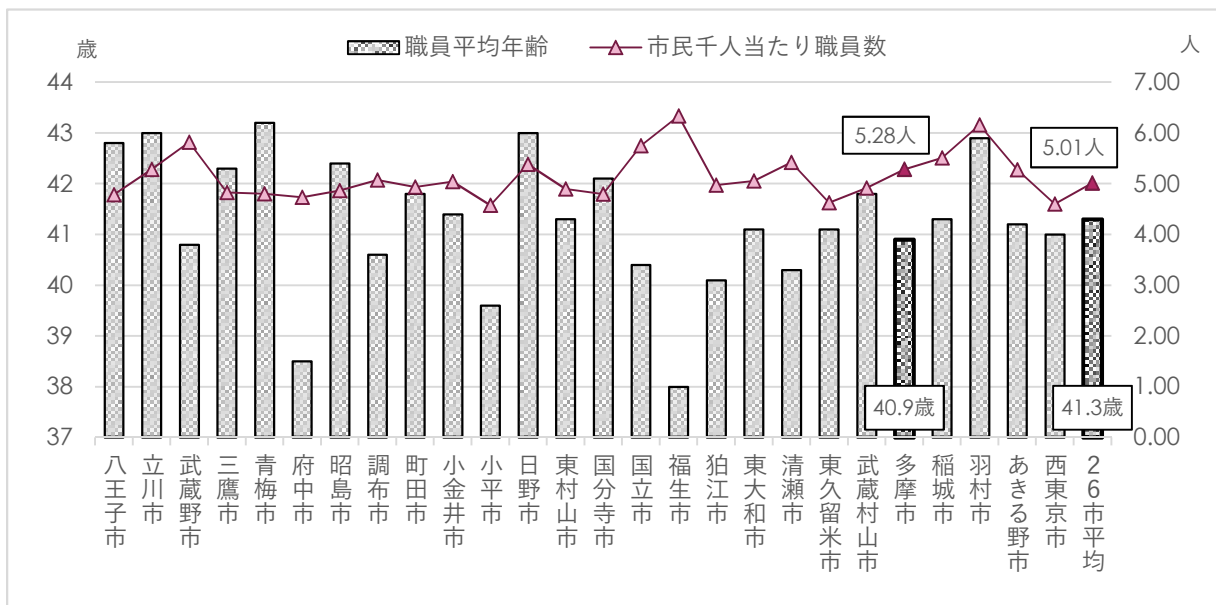
市民1人当たりの人件費は26市中で高い方から12位、市民1人当たりの職員給は、26市中で高い方から7位となり、26市平均と比べて高くなっています。これは、市民千人当たりの職員数が多いこと等が要因と考えられます。



3.3.4 令和2年度 26市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数

多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、この時期に多くの職員を雇用しましたが、今はその世代が定年を迎えたことにより、急速に平均年齢が下がっており、平均年齢は高い方から26市中で18番目となっています。過去には平均年齢が高かったことにより、平均給与が高水準となっていました。現在は解消されています。

また、市民千人当たりの職員数は、多い方から9位と26市平均より多くなっています。



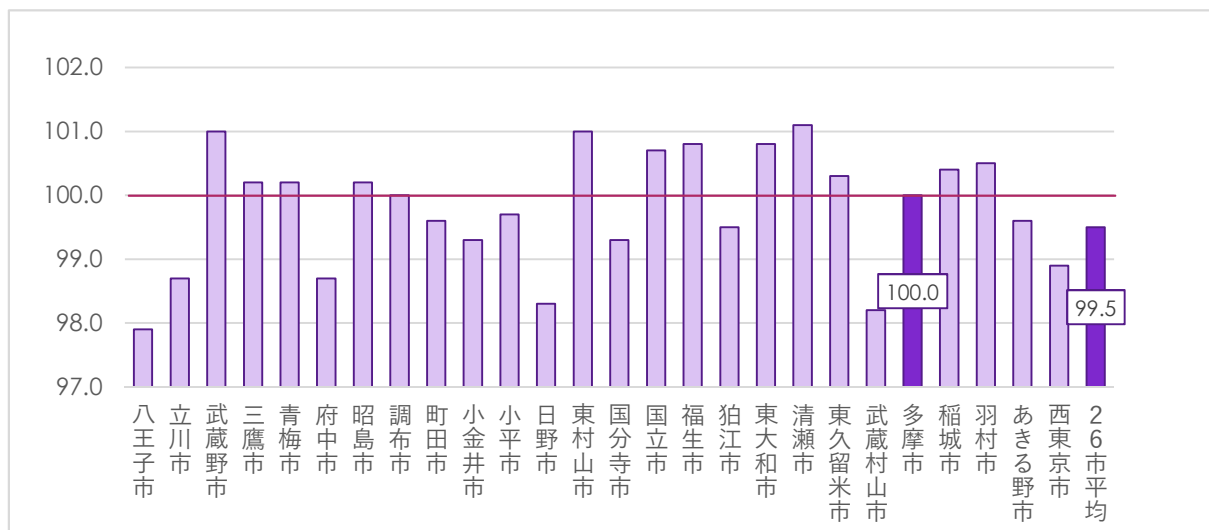
※ 職員数は総務省の「令和2年地方公共団体定員管理調査結果（令和2年4月1日現在）」を基に作成

※ 職員平均年齢数は総務省の「給与・定員等の調査結果」を基に作成

3 歳出の状況

3.3.5 令和2年度 26市におけるラスパイレース指数

ラスパイレース指数とは、国の給与水準を100とした場合の当該団体の給与水準を表したものです。
令和2年度は、前年度から0.1ポイントの減となりましたが、これは職員の新陳代謝によるものです。
26市中13位と前年度から順位に変動はありませんでした。



3 歳出の状況

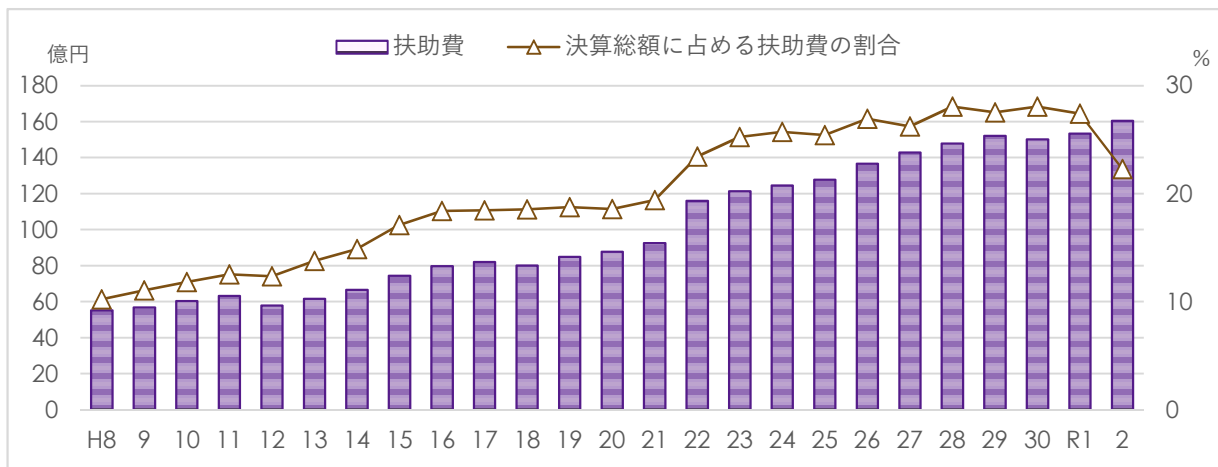
3.4 性質別経費の分析：扶助費

3.4.1 扶助費と決算総額に占める割合の推移

扶助費とは、生活保護費や障害者総合支援法の給付費などの福祉、医療に係る経費のことです。

近年急増しており、令和2年度は約7.0億円増加しました。主な要因としては、新型コロナウイルス感染症経済対策のための子育て世帯やひとり親世帯等への臨時特別給付金支給事業が3.6億円増加したこと、保育園の開設や定員拡大に伴い子どものための保育給付費が2.1億円増加したこと、障害福祉サービス費が引き続き増加したことにより障がい者自立支援推進事業が1.5億円増加したことなどが挙げられます。

扶助費の総額は、平成17・18年度に保育所運営費（現子どものための保育給付費）の性質区分を段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、平成22年度以降は、子ども手当制度（現児童手当制度）の開始や生活保護費、障害福祉サービス費の増により再び大きく増加しています。



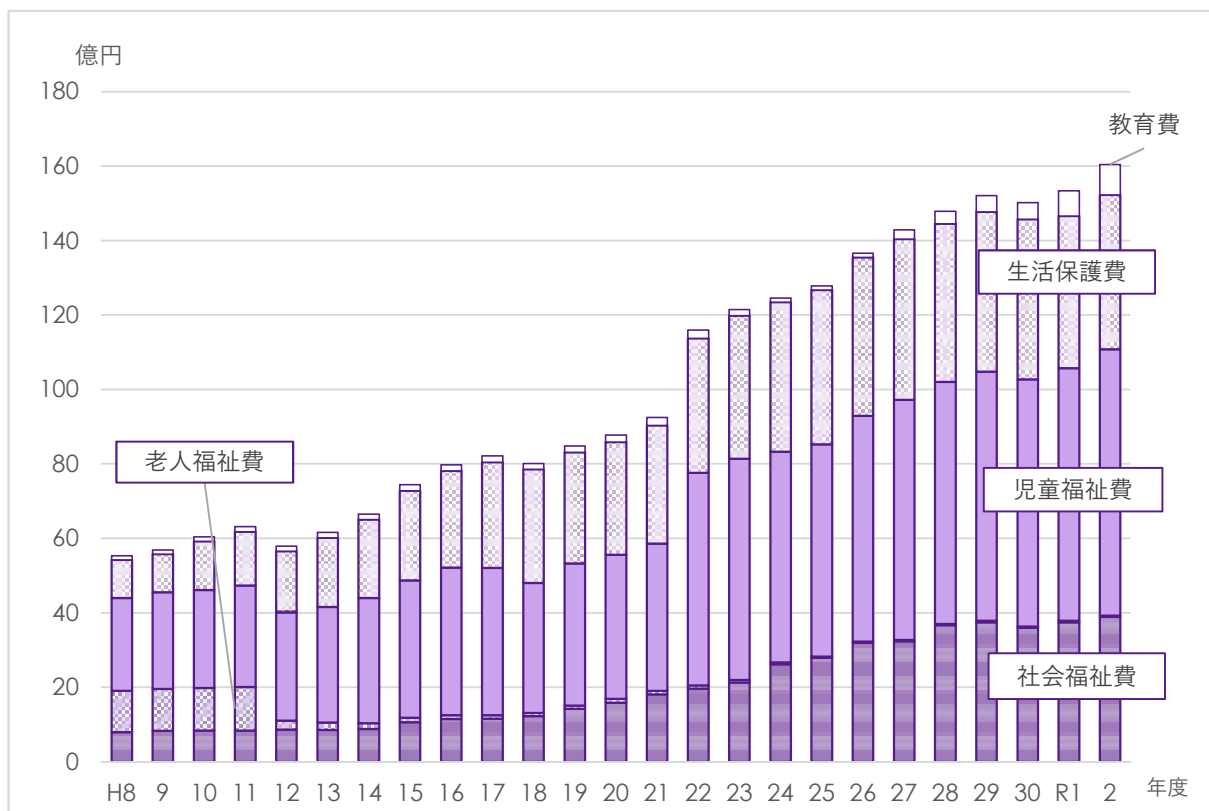
年度	H26	27	28	29	30	R1	2
扶助費	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942	16,047,521
決算総額に占める割合	26.9	26.2	28.1	27.5	28.0	27.4	22.3

(最終決算年度から7年間)

3 歳出の状況

3.4.2 扶助費の内訳の推移

平成12年度の老人福祉費、平成17・18年度の児童福祉費、平成19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありましたが、平成22年度の児童福祉費の制度改正に伴う増など、全体的に増加傾向が続いています。令和2年度は、保育園の開設や定員拡大により児童福祉費が、障害福祉サービス費の増加により社会福祉費が、幼児教育の無償化に係る子どものための教育給付費の増加により教育費がそれぞれ増加しています。



単位：千円

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
社会福祉費	3,194,167	3,236,933	3,668,064	3,750,545	3,597,671	3,748,934	3,889,725
老人福祉費	35,423	38,158	39,786	40,687	39,345	41,381	36,952
児童福祉費	6,067,158	6,449,300	6,499,414	6,690,452	6,633,455	6,789,036	7,156,175
生活保護費	4,256,727	4,316,532	4,248,777	4,292,711	4,300,261	4,082,790	4,147,385
教育費	112,601	250,906	336,652	433,699	449,351	676,534	814,449
その他	5,402	7,272	4,784	6,069	8,116	6,267	2,835
計	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942	16,047,521

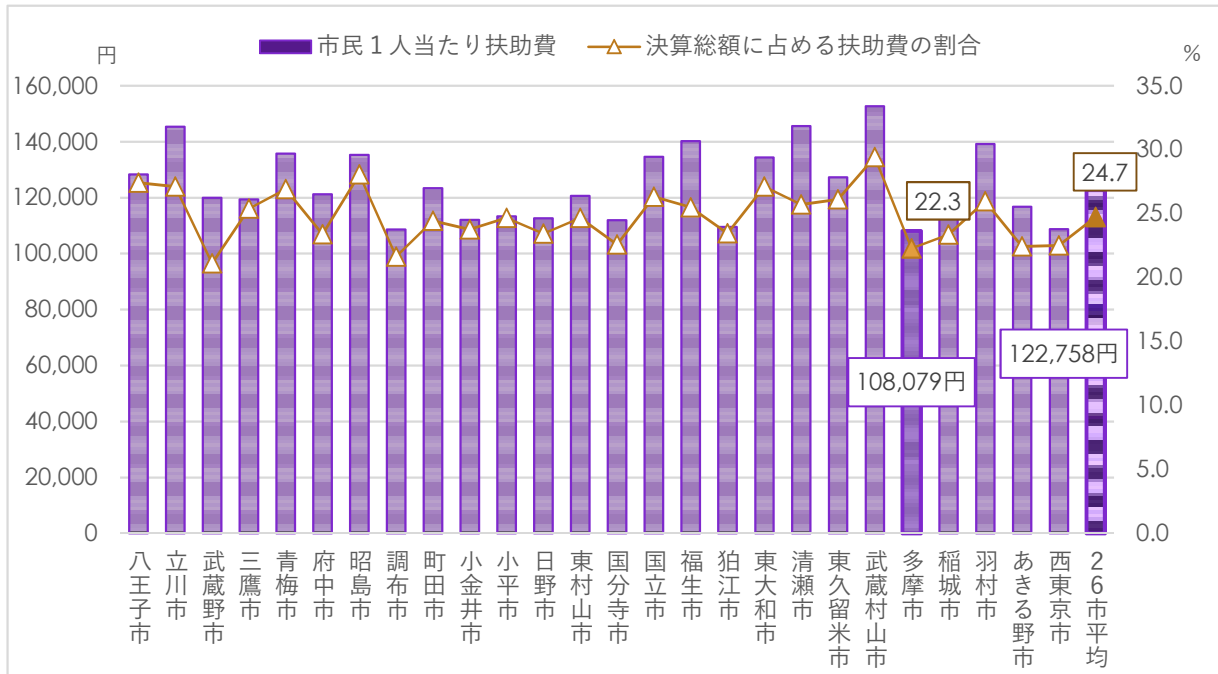
(最終決算年度から7年間)

- 社会福祉費 = 障害者総合支援法の給付費などの福祉に係る経費
- 老人福祉費 = 高齢者への生活支援などの高齢者福祉に係る経費
- 児童福祉費 = 保育に係る給付費や児童手当などの子育てに係る経費
- 生活保護費 = 生活困窮者に対する保護に係る経費
- 教育費 = 幼稚園等に係る給付費や給食費援助、就学援助費などの教育に係る経費
- その他 = 災害救助に係る経費や母子衛生などに係る経費

3 歳出の状況

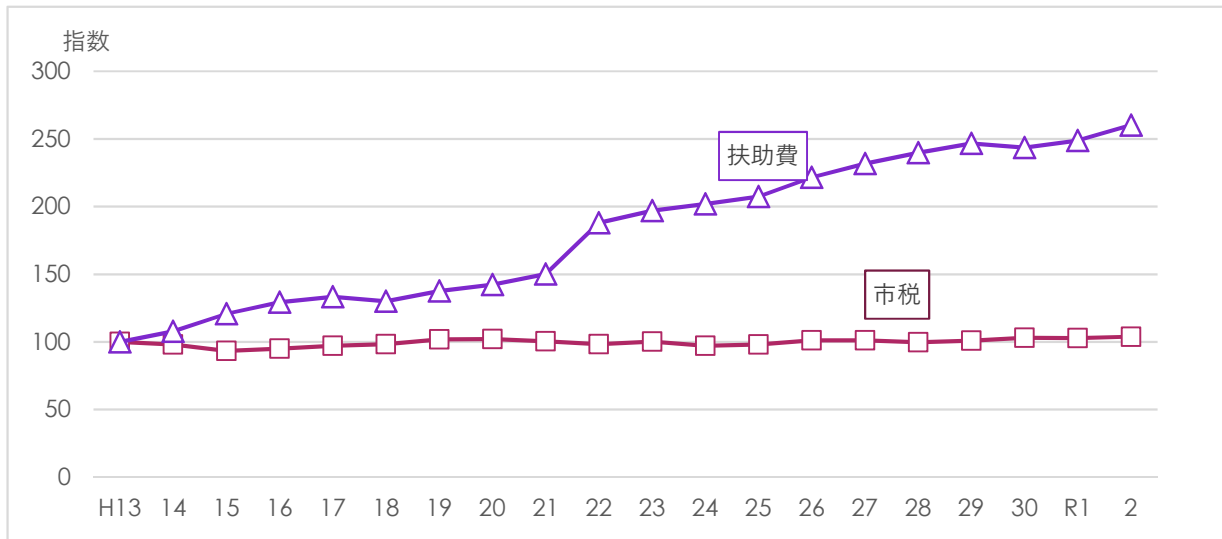
3.4.3 令和2年度 26市における市民1人当たりの扶助費と決算総額に占める割合

令和2年度は、市民1人当たりの扶助費については、26市中で最も低くなっています。



3.4.4 市税と扶助費の変動状況：平成13年度を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、平成13年度をそれぞれ100として、令和2年度までの20年間の推移を示したものです。市税は概ね横ばいとなっている一方、扶助費の伸びは大きく、約2.6倍になっています。平成18年度の扶助費の減少は予算区分が変更されたものであり、実質的には更に大きく増加を続けています。



年度	H26	27	28	29	30	R1	2
市税	101	101	100	101	103	103	104
扶助費	222	232	240	247	244	249	260

(最終決算年度から7年間)

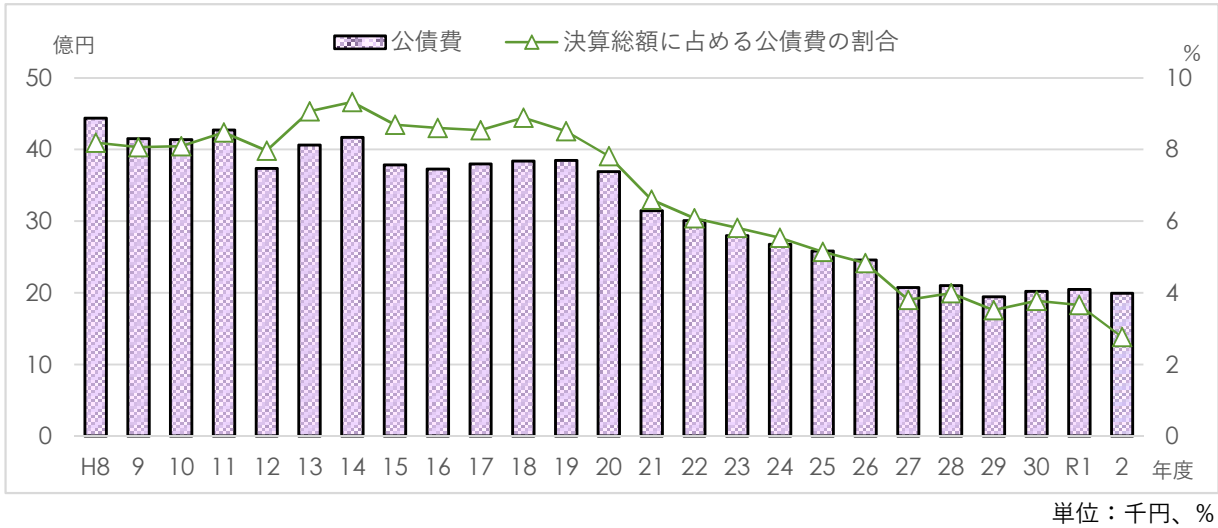
3 歳出の状況

3.5 性質別経費の分析：公債費

3.5.1 公債費と決算総額に占める割合の推移

公債費とは、過去に借りた地方債の償還にかかるお金のことです。

ニュータウン整備期に借入れた大規模な債務の償還が進んでいることに加えて、新規の地方債の発行抑制や繰上げ償還を行ったことなどにより減少傾向が続いていますが、今後は、多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。

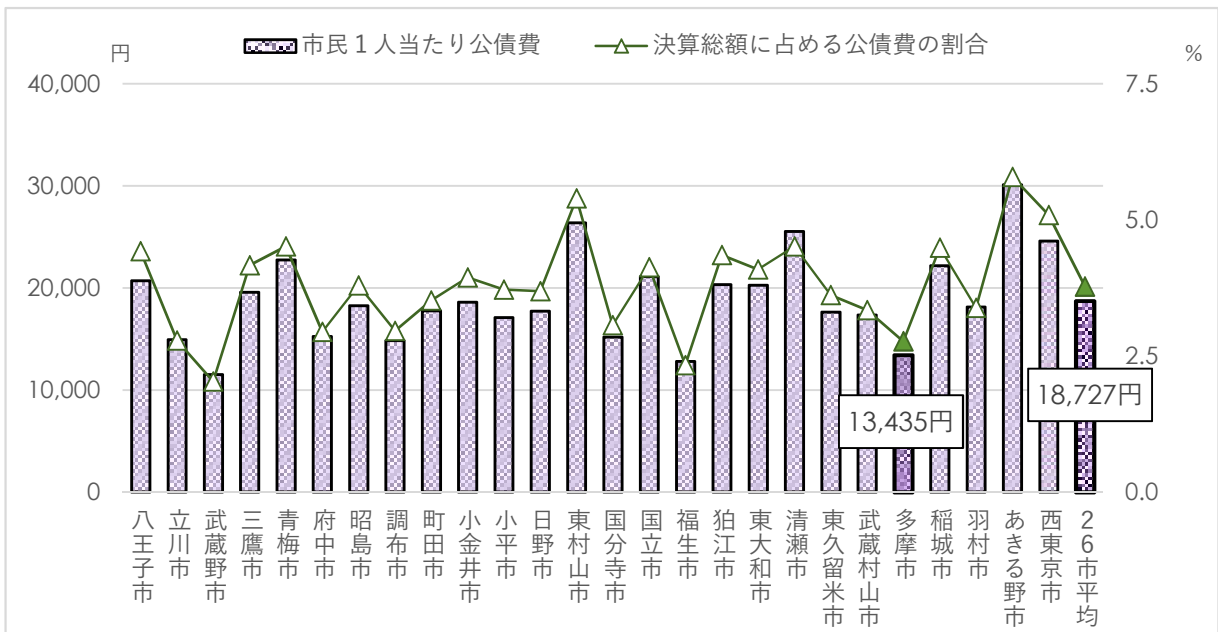


年度	H26	27	28	29	30	R1	2
公債費	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136	1,994,771
決算総額に占める割合	4.8	3.8	4.0	3.5	3.8	3.7	2.8

(最終決算年度から7年間)

3.5.2 令和2年度 26市における市民1人当たりの公債費と決算総額に占める割合

26市平均を下回る結果となりました。令和2年度は26市中で少ない方から数えて3位となっています。



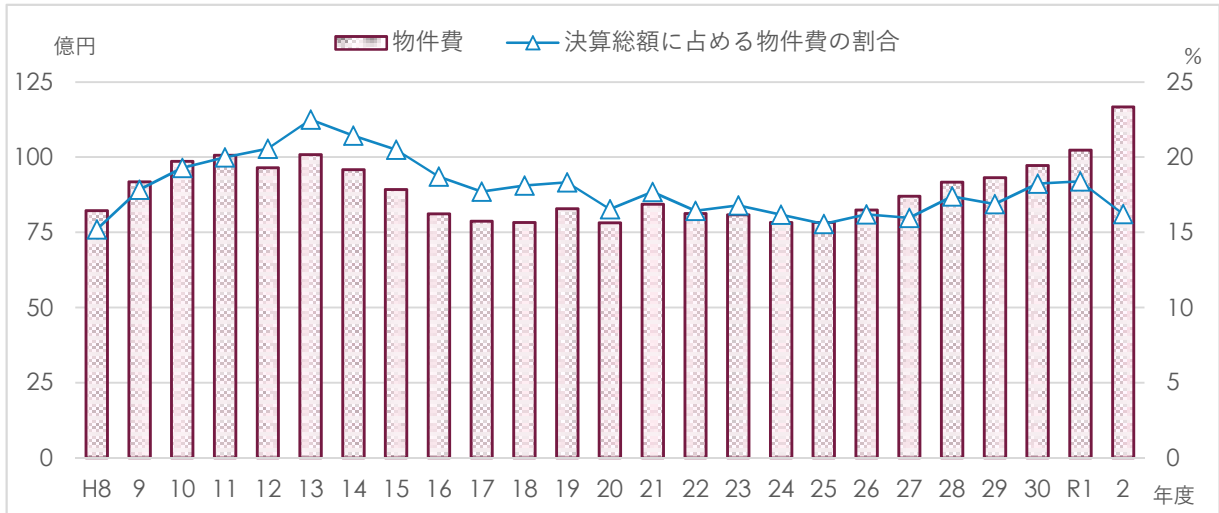
3 歳出の状況

3.6 性質別経費の分析：物件費

3.6.1 物件費と決算総額に占める割合の推移

物件費とは、他の性質に属さない消費的支出で、需用費、使用料、委託料などがあります。

平成13年度からは様々な削減努力により減少傾向でしたが、ここ数年は民間委託化、予防接種の定期接種化など委託料の増により増加傾向にあります。平成30年度は約4.0億円、令和元年度もさらに約5.2億円増加しています。令和2年度は、GIGAスクール用タブレット端末の購入など学校情報環境の整備に係る経費の増加、子ども未来応援支給事業や新型コロナウイルス感染症経済対策事業、特別定額給付金事業に係る委託料の増加などにより、約14.4億円増加しています。

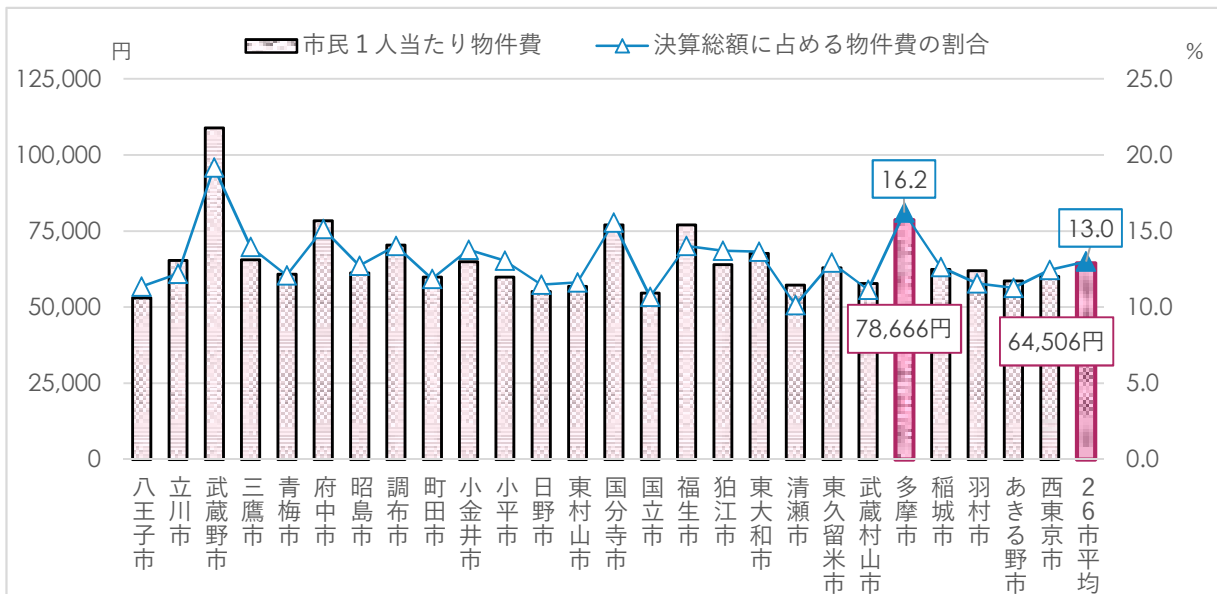


年度	H26	27	28	29	30	R1	2
物件費	8,246,130	8,709,212	9,169,969	9,327,162	9,723,838	10,238,862	11,680,297
決算総額に占める割合	16.2	16.0	17.4	16.9	18.2	18.3	16.2

(最終決算年度から7年間)

3.6.2 令和2年度 26市における市民1人当たりの物件費と決算総額に占める割合

多摩市は公共施設が多く、その維持管理のために経費がかかるため、他市に比べて物件費が高くなっています。また、外部委託を積極的に活用していることもその理由の1つです。



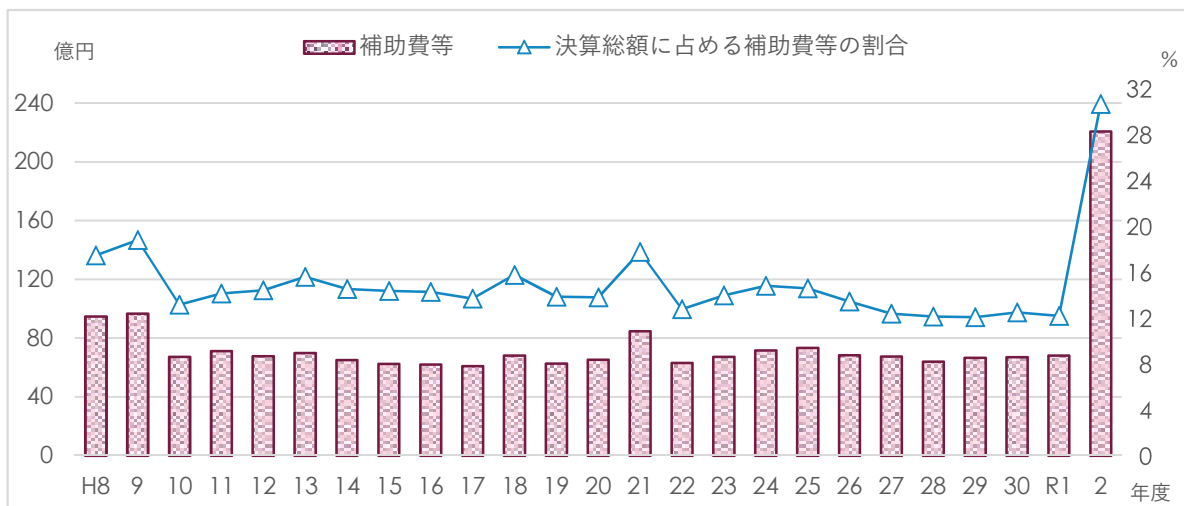
3 歳出の状況

3.7 性質別経費の分析：補助費等

3.7.1 補助費等と決算総額に占める割合の推移

補助費等とは、市から他の地方公共団体や民間に対して行政上の目的により行う現金的給付です。補助金や交付金、一部事務組合への負担金などがこれに当たります。

過去には急増しましたが、近年は抑制に努めています。平成21年度は定額給付金、令和2年度は特別定額給付金の給付により大きく増加しています。



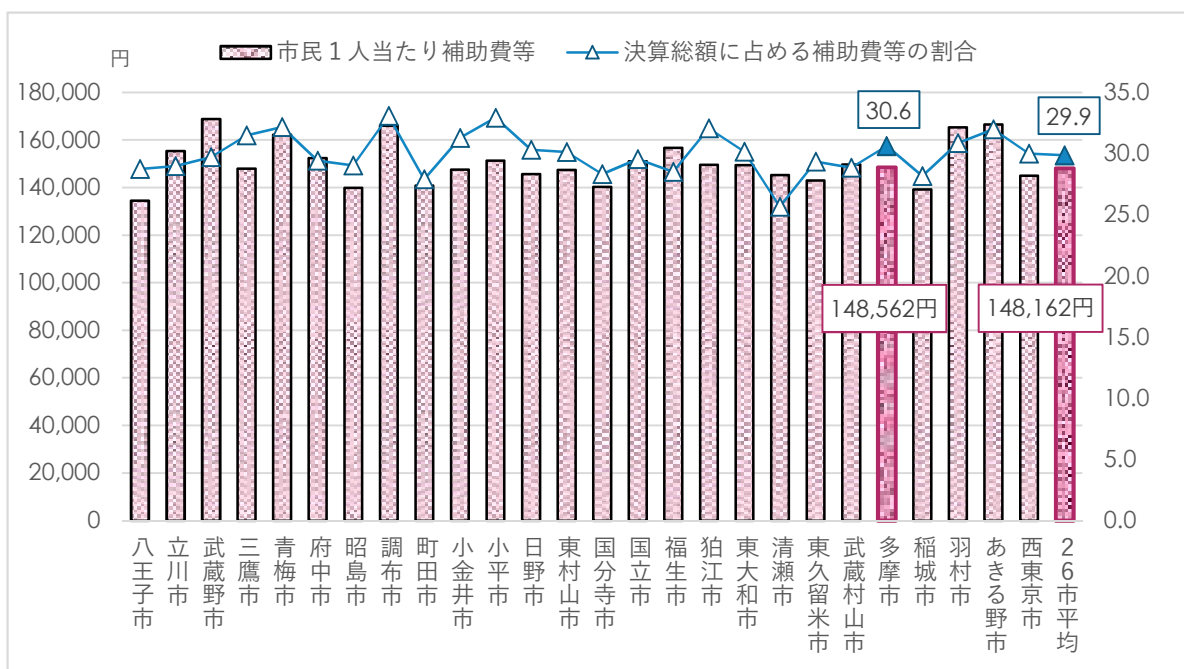
単位：千円、%

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
補助費等	6,833,895	6,737,640	6,386,040	6,664,488	6,692,622	6,810,935	22,058,279
決算総額に占める割合	13.4	12.4	12.1	12.1	12.5	12.2	30.6

(最終決算年度から7年間)

3.7.2 令和2年度 26市における市民1人当たりの補助費等と決算総額に占める割合

多摩市の補助費等については、下水道事業会計の公営企業化に伴う繰出金は他市と比べ低い水準にありますが、市単独で行った民生費関係への補助交付金が高い水準であるため、補助費等全体としては26市平均となっています。

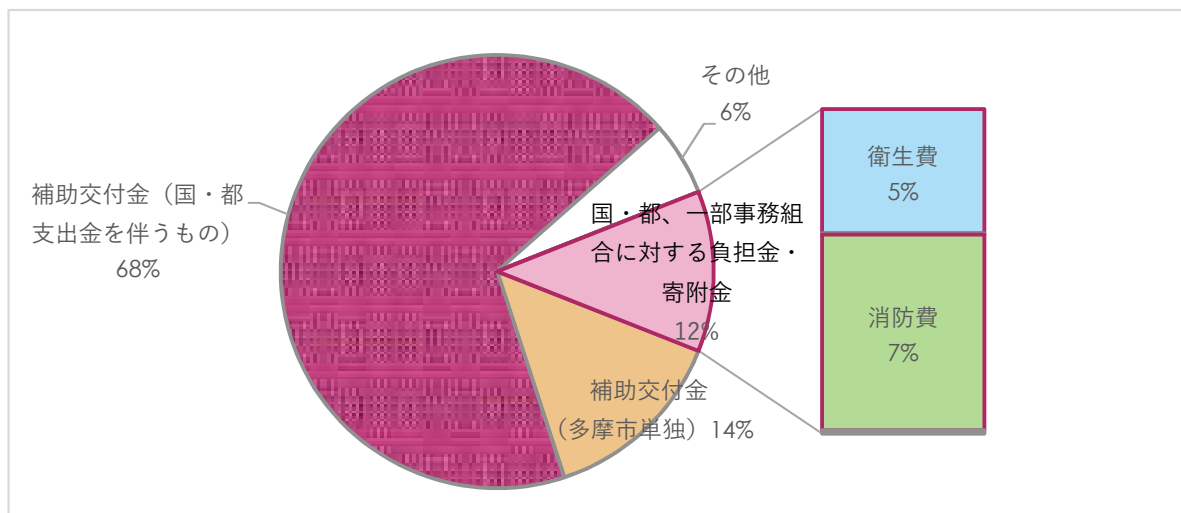


3 歳出の状況

3.7.3 補助費等の内訳

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では決定できないものが例年多くを占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関わりが深く、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。

令和2年度は特別定額給付金の給付があったため、国・都支出金を伴う補助交付金の割合が多くを占めています。



単位：千円

	衛生費	消防費	民生費	その他	計
一部事務組合に対する負担金等	1,010,672	6,027	6,697	8,890	1,032,286
国・都に対する負担金等	0	1,582,925	3,167	21,122	1,607,214
補助交付金 (多摩市単独)	135,980	550	2,560,474	391,974	3,088,978
補助交付金 (国・都支出金を伴うもの)	0	0	155,843	14,954,250	15,110,093
その他の負担金等	5,801	45,663	14,831	148,971	215,266
その他	36,122	1,972	541,223	425,125	1,004,442
計	1,188,575	1,637,137	3,282,235	15,950,332	22,058,279

※「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。

※「国・都に対する負担金等」は主に東京消防庁に常備消防を事務委託している経費です。

※「補助交付金 (多摩市単独)」の約83%は民生費で、更にそのうちの約47%が民間保育所の安定的な運営と充実のための補助です。

※「補助交付金 (国・都支出金を伴うもの)」のその他は特別定額給付金の割合が99%を占めています。

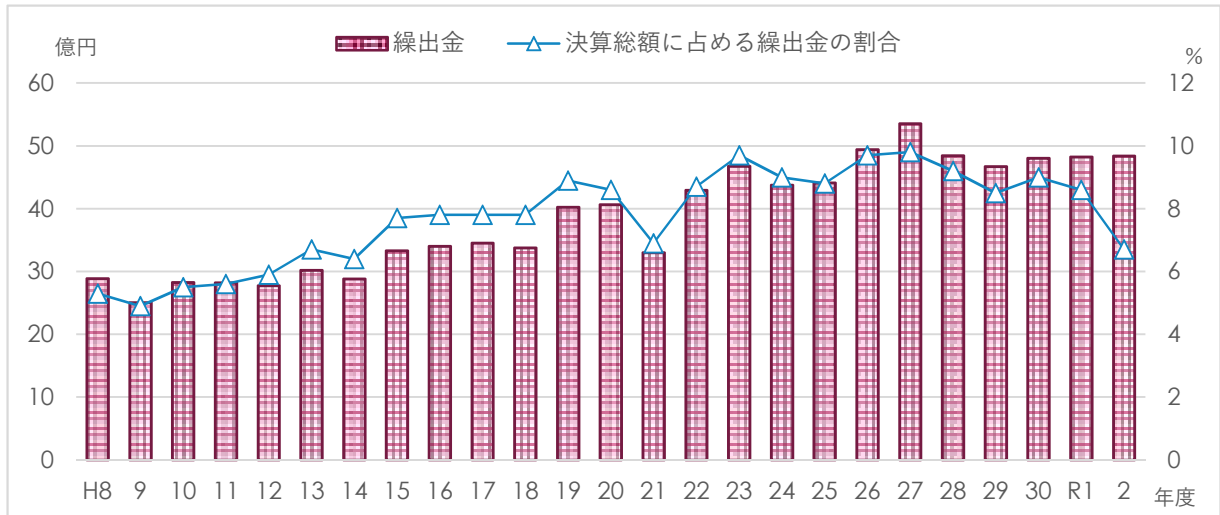
3 歳出の状況

3.8 性質別経費の分析：繰出金

3.8.1 繰出金と決算総額に占める割合の推移

繰出金は、一般会計から特別会計に支出する経費です。

社会保障経費である、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金の総額は、昨年度と比べ増加しています。国民健康保険特別会計への繰出金は保険税率の引き上げや被保険者数の減少などにより減少しましたが、介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金は高齢化により引き続き増加しています。

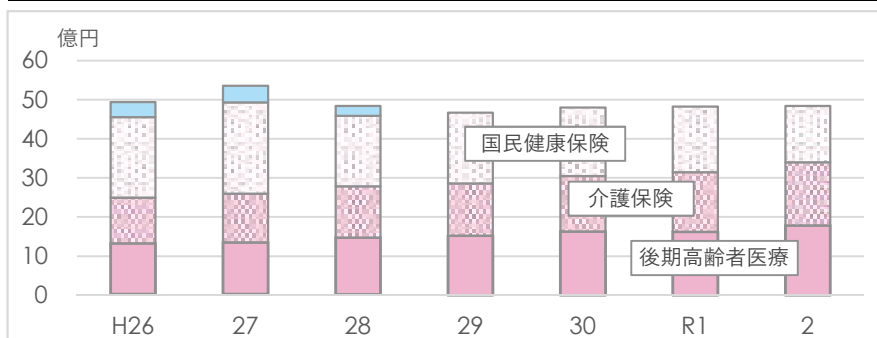


年度	H26	27	28	29	30	R1	2
繰出金	4,941,152	5,356,615	4,844,574	4,670,872	4,803,839	4,824,344	4,840,602
決算総額に占める割合	9.7	9.8	9.2	8.5	9.0	8.6	6.7

(最終決算年度から7年間)

会計毎の内訳 (上段は決算額、下段は構成比)

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
下水道事業	384,052	421,655	254,718	※1			
	7.8%	7.9%	5.3%				
国民健康保険	2,061,366	2,333,690	1,804,671	1,807,944	1,754,218	1,630,369	1,438,018
	41.7%	43.6%	37.2%	38.7%	36.5%	33.8%	29.7%
介護保険	1,167,018	1,245,394	1,303,651	1,337,600	1,415,874	1,514,939	1,614,357
	23.6%	23.2%	26.9%	28.6%	29.5%	31.4%	33.4%
後期高齢者医療	1,295,903	1,326,081	1,457,413	1,525,328	1,633,747	1,679,036	1,788,227
	26.2%	24.7%	30.1%	32.7%	34.0%	34.8%	36.9%
介護保険サービス事業	32,813	29,795	24,121	※2			
	0.7%	0.6%	0.5%				

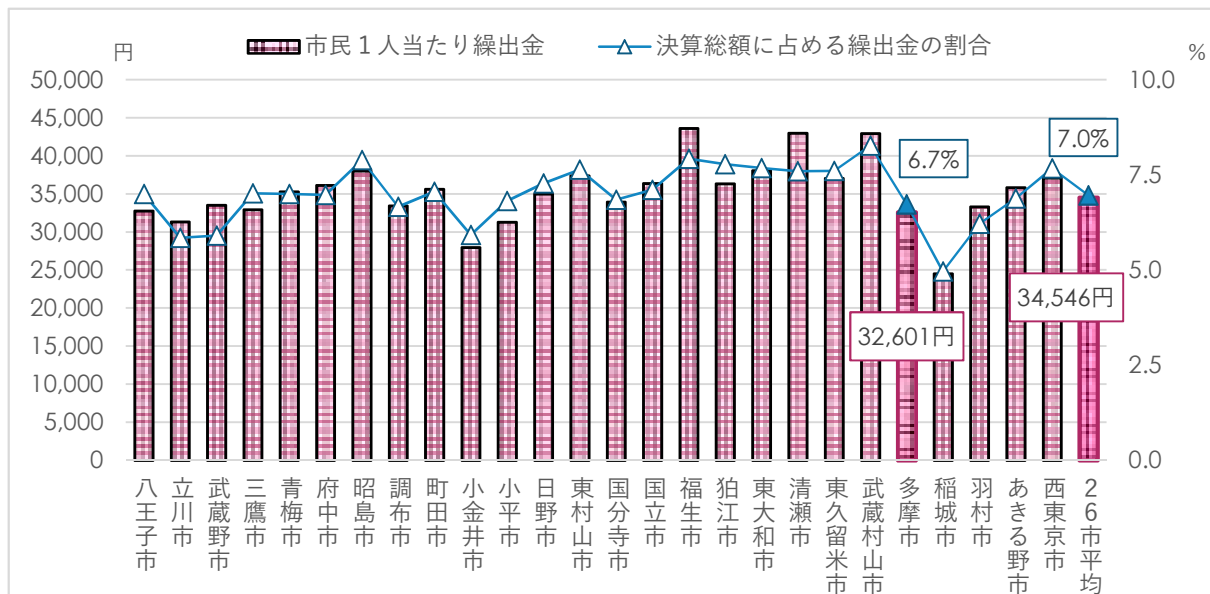


※1 平成29年度に地方公営企業法を適用したことに伴い、性質が繰出金から補助費等に変更となりました。
 ※2 介護保険サービス事業特別会計は平成25年度をもって終了し、地方債の償還等も平成28年で終了しました。

3 歳出の状況

3.8.2 令和2年度 26市における市民1人当たりの繰出金と決算総額に占める割合

26市中で少ない方から5位となり、26市平均よりも低くなっています。主な要因は、介護保険特別会計への繰出金は26市中で少ない方から4位となっており、高齢化が進む中でも、他市に比べて介護サービス費用が少なくなっています。



3 歳出の状況

3.9 新型コロナウイルス感染症対策費用

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により市民の生活に様々な影響が出ました。また、緊急事態宣言の発令等により、飲食店等一部の分野の事業者は大きな打撃を受けることとなりました。これらに対して、国や都の対策の他、多摩市においても、市民の生活を守ることや、市内経済の底上げ等を行うための対策を行いました。令和2年度多摩市の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費は総額で 17,804,300千円となりました。

単位：千円

分類		実施経費	主な事業内容
感染症対策に直接要する経費	感染防止資材の購入	90,498	公共施設における感染防止のための備品・消耗品の購入、飛沫感染防止のパーティション等購入費用等
	感染防止の環境整備	8,187	市役所市民課へのキャッシュレス・セミセルフレジの導入、感染症流行下における乳児の個別健康診査個別実施支援等
	医療・検査体制の強化支援	61,028	新型コロナウイルス感染症受入医療機関に対する補助、市医師会が設置運営しているPCRセンターへの運営費用等の補助等
	介護事業所等への支援	93,354	福祉事業所事業継続応援給付金、福祉事業所等へのPCR検査等に要する経費補助金等
	保育園、学童等への支援	170,262	保育施設等における臨時休園時の利用料減免、保育施設が要した新型コロナウイルス感染症対応経費等
	その他	164,116	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費、市施設の指定管理者への事業継続支援及び感染拡大防止に係る経費補助等
住民生活や地域経済を支えることに資する経費	住民への給付金（現物給付含む）支給	15,763,648	特別定額給付金に係る経費、18歳以下の子ども達に図書カードや商品券の支給等
	中小事業者・商店街・自治会等への支援	92,486	国の持続化給付金の対象にならない売上減少のあった市内事業者への支援金交付、店舗における感染拡大防止に係る経費の補助等
	プレミアム付商品券の発行	4,207	10%のプレミアム付き飲食店への先取りチケットの補助
	雇用支援	14,504	スクールサポートスタッフ、学習指導サポーター増員
	その他	316,895	キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施、学校の臨時休校に伴う給食費公費負担・キャンセル食材負担等
感染症発生時にも持続可能な社会の構築に資する経費	教育ICT環境の整備	804,792	児童生徒一人1台のタブレット整備や学校内通信環境の整備等
	テレワーク環境等の整備	88,191	市役所のテレワーク環境構築等
	災害時体制の強化	83,608	避難所3密防止のため、自宅待機が可能となるよう家具転倒防止器具の助成費、災害時避難所運営に必要となる感染防止用消耗品購入費等
	その他	48,524	図書館の電子図書館システム導入・電子書籍使用料等、情報発信の新しい媒体としてデジタルサイネージ設置費用等
合計		17,804,300	

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.1 基金

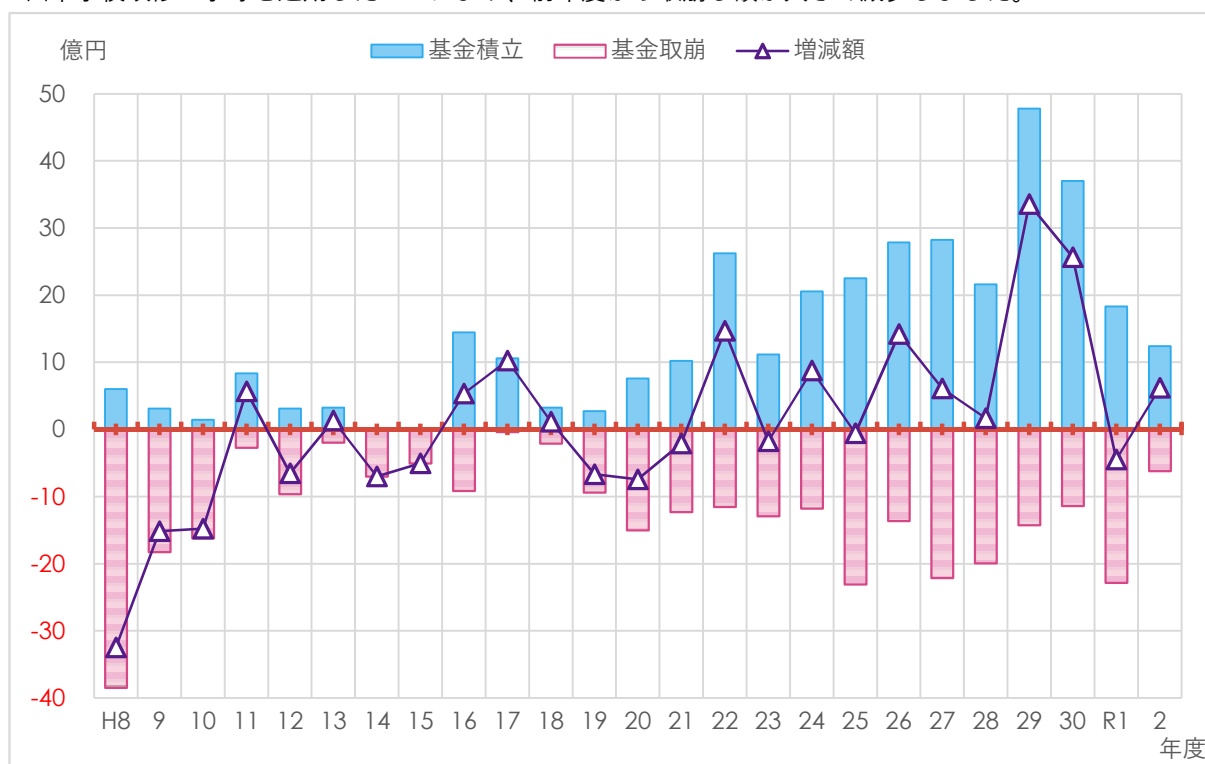
市の貯金を「基金」といいます。基金には特定の目的のために財産を維持したり、資金を積み立てるために設置された「特定目的基金」、財源の不足を補うために資金を積み立てる「財政調整基金」があります。これらの基金にお金を積み立てる経費を「積立金」、貯金を下ろすことを「取崩し」といいます。財政状況が厳しくなると、財政調整基金への積立金は減少し、基金取崩しが増加します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた工事を延期したことにより、取崩し額は前年度に比べ減少し、基金全体で計約6.2億円を取り崩した一方、決算剰余金の一部（次頁参照）を基金に積み立てました。また新型コロナウイルス感染症への対策に迅速かつ適切に対応するため、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策基金を新設し、4億円積立てを行うなど、積み立て総額は基金全体で約12.4億円となりました。

4.1.1 基金の積立と取崩状況の推移

近年の積立要因としては、平成26年度は市税や税連動交付金が増額となったこと、平成27年度は多摩清掃工場第二期施設建設工事損害賠償金返還金を積み立てたこと、平成29・30年度は旧西愛宕小学校用地の売払収入や今後予定される施設の大規模改修工事等に備えるため基金を積み立てたこと等があります。一方、取崩し要因としては、平成28年度は多摩第二小学校などの小学校建替工事に充てるための公共建築物等整備保全基金、令和元年度は武道館及び陸上競技場改修工事のため都市計画基金の取崩しを行ったこと等があります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた関戸公民館改修工事、和田中学校改修工事等を延期したことにより、前年度から取崩し額が大きく減少しました。



単位：千円

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
基金積立	2,785,561	2,822,114	2,160,679	4,780,326	3,703,477	1,832,849	1,240,784
基金取崩	1,364,012	2,210,118	1,991,209	1,424,830	1,138,582	2,282,165	618,902

(最終決算年度から7年間)

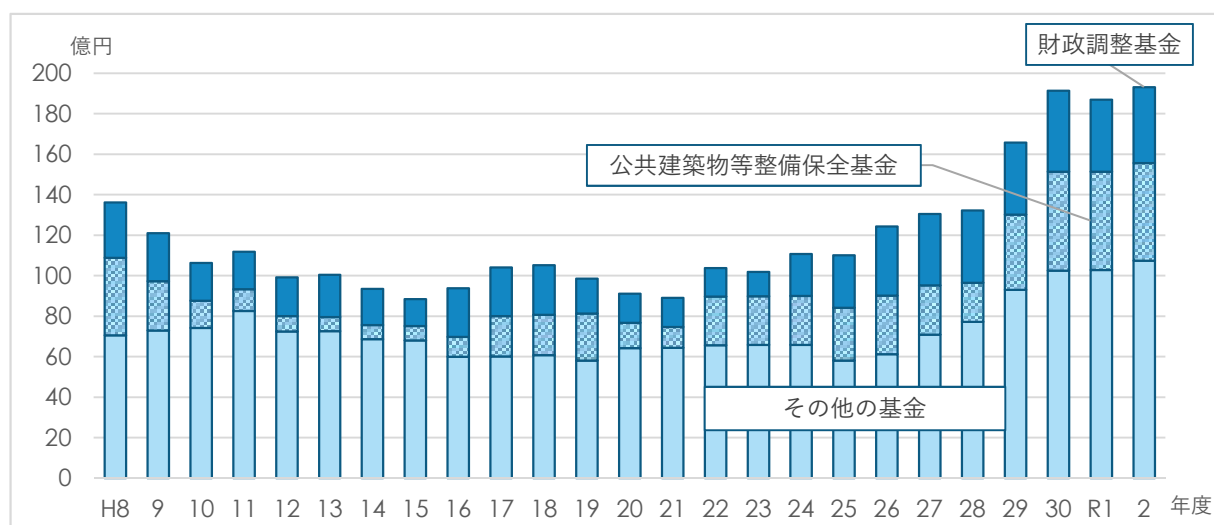
4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.1.2 基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。一定の残高が確保されていないとその機能を果たすことができません。残高は減少傾向にあり、平成23年度末には約12億円まで低下しました。その後、基金の見直し方針を策定し、目標額約30億円（標準財政規模の1割程度）に向け、決算剰余金や執行段階での工夫・精査により生み出した財源を年度末に積み立てるなどの取り組みにより、平成26年度に目標額に到達し、令和2年度末まで維持しています。

「公共建築物等整備保全基金」は、本市の公共施設及び都市基盤の整備保全に充てることを目的とする基金です。平成7年度をピークに取崩しが続いてきました。今後、公共施設などの大規模改修等を見据え、計画的な積立てを行っていきます。

「その他の基金」は、都市計画基金や福祉基金などの特定目的基金です。また、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策基金を新設しました。



積立基金の各年度末現在高

単位：千円

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
財政調整基金	3,417,998	3,521,114	3,563,367	3,562,459	4,003,069	3,557,195	3,751,627
公共建築物等整備保全基金	2,889,328	2,432,769	1,940,298	3,718,176	4,891,323	4,844,453	4,819,472
その他の基金	6,137,679	7,103,120	7,722,809	9,301,335	10,252,473	10,295,901	10,748,332
計	12,445,005	13,057,003	13,226,474	16,581,970	19,146,865	18,697,549	19,319,431

(最終決算年度から7年間)

〔コラム〕 決算剰余金と財政調整基金

決算剰余金（前年度繰越金）とは、歳入歳出決算額の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支の黒字額のことです。一般的には標準財政規模（※）の3%から5%程度が適当であるとされています。令和2年度決算額は、標準財政規模（31,128,105千円）に対し6.6%となりました。これは、税収の予算と決算の差額が前年比1.8億円増加、税連動交付金は同1.9億円増加、その他新型コロナウイルス感染症の影響等により歳出の未執行が増えたことなどによります。

本市では、前年度決算額の確定を踏まえ、例年9月議会で決算剰余金の処分に関する予算処理を行っています。地方財政法の規定に沿い、決算剰余金の1/2以上を地方債の繰上償還又は、基金への積立てを行うほか、国・都支出金の精算に伴う返還金や補正予算編成の財源としています。

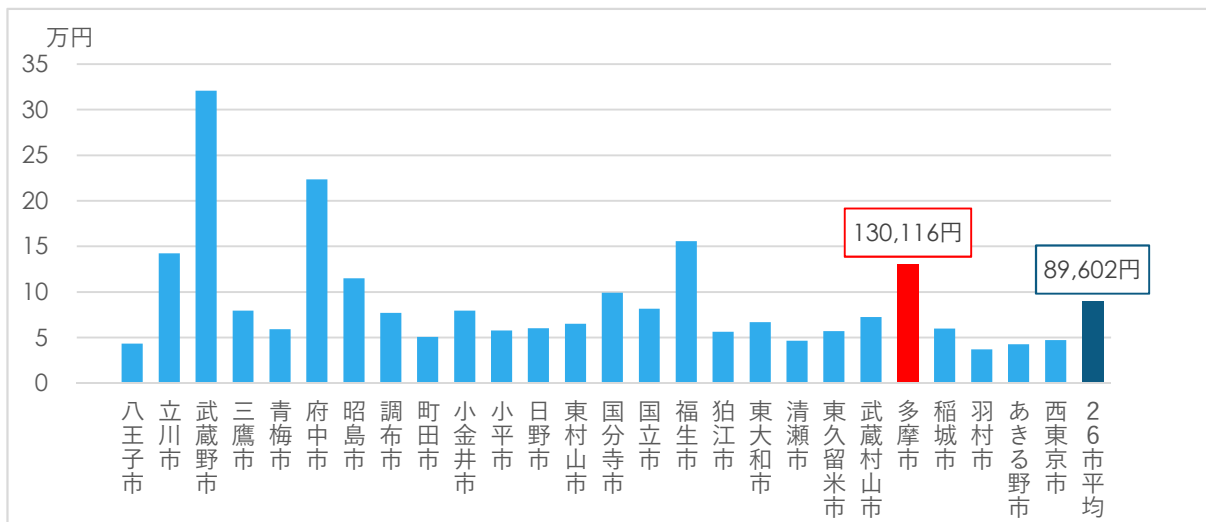
令和2年度決算剰余金は20.5億円となり、上記の規定に沿い、財政調整基金の積立10.3億円を9月議会で予算計上する予定となっています。また、令和3年度の令和2年度の国都支出金精算に伴う返還金は現時点で5.9億円を見込んでいます。

※標準財政規模とは、地方税、普通交付税、地方譲与税等の一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

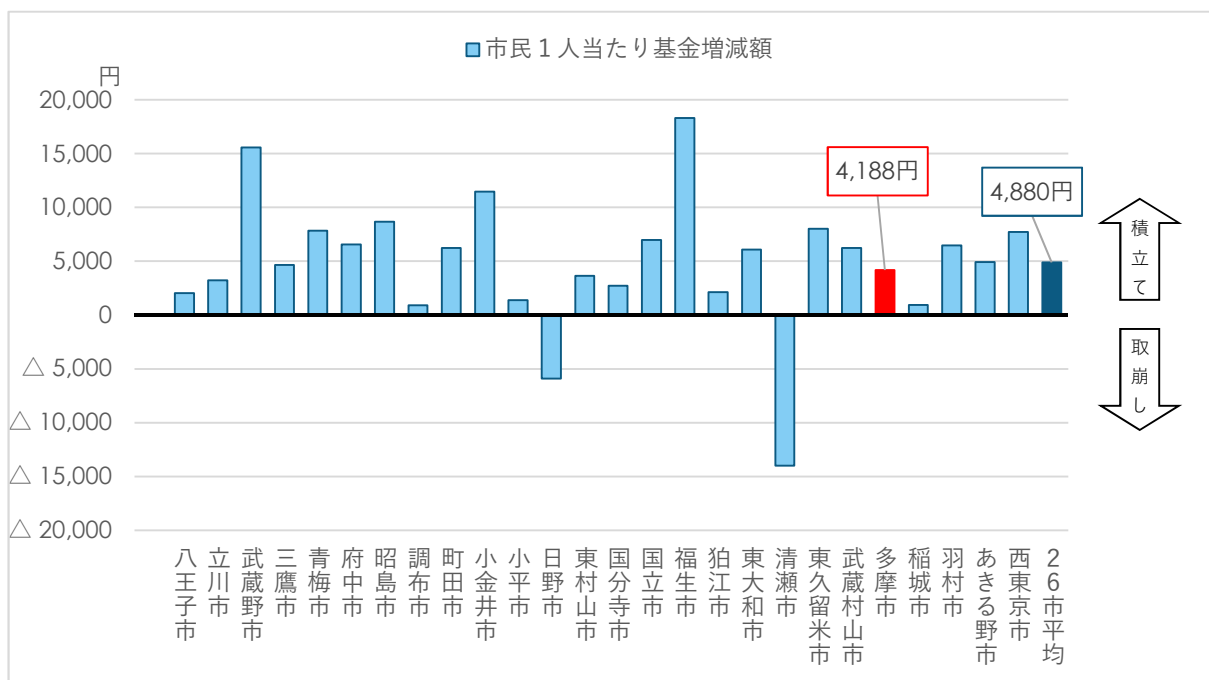
4.1.3 令和2年度 26市における市民1人当たりの基金残高

市民1人当たりの基金残高（積立基金・定額運用基金の合計額）は、26市中で多い方から5位となり、26市平均を上回る額になっています。健全で安定した財政運営を行うためには、適正な額の基金を確保することが必要不可欠です。



4.1.4 令和2年度 26市における市民1人当たりの基金増減額と決算総額に占める割合

令和2年度の26市における市民1人当たりの積立基金増減額は、昨年度より増加していますが、26市中で16位となり、26市平均と比べ低くなっています。増理由は、税連動交付金の増加、その他新型コロナウイルス感染症の影響等により歳出の未執行が増えたためです。



4 基金・地方債・債務負担行為の状況

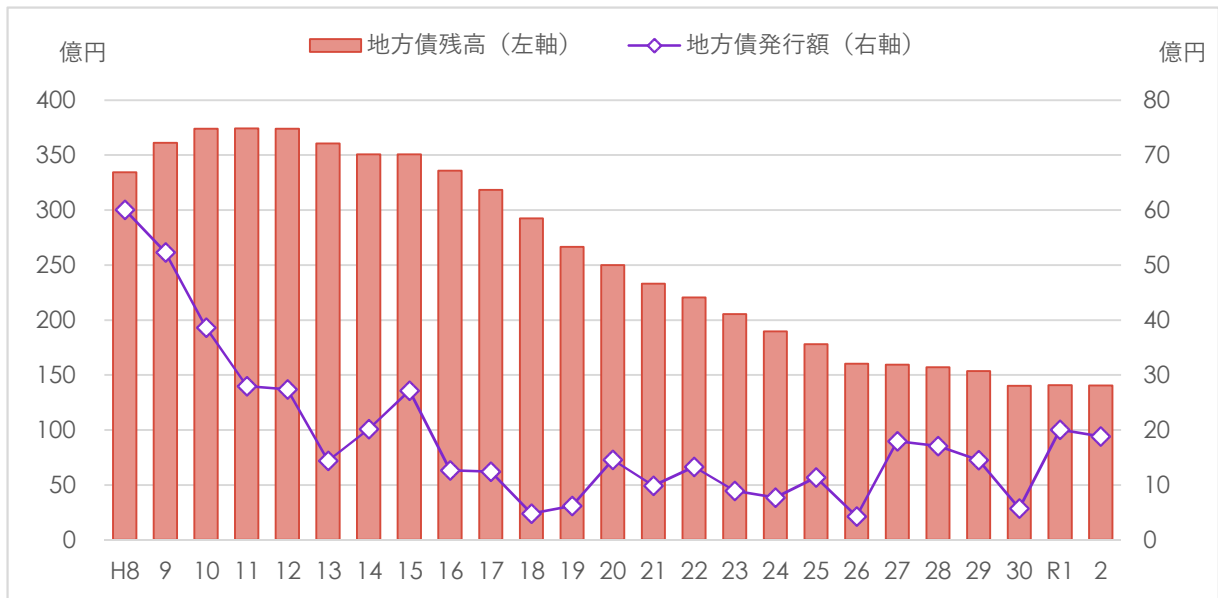
4.2 地方債・債務負担行為

「地方債」は市の借金に例えられます。公共施設の整備や更新には、一時的に大きな財政負担が生じるため、その年度の収入だけで賄おうとすると、他の事業の財源が不足します。また、公共施設は長く使用するため、使用する世代も応分の負担をすることで、世代間負担の公平性が図られます。これらの観点から、普通建設費を対象として、地方債を発行しています。

一方、「債務負担行為」は分割払いに例えられ、複数年にわたり支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行う場合のほか、機器のリースやごみの収集委託など複数年の契約を結ぶ場合などに設定します。

4.2.1 地方債残高と地方債発行額の推移

地方債残高は、平成8年度に総合福祉センターの整備等の借入により大幅に増加しました。現在はピーク時（平成11年度）の半分以下となっており、近年はほぼ横ばいに推移しています。令和2年度は、複合文化施設等の大規模改修工事や防災行政無線のデジタル化工事などに地方債を発行しましたが、発行額全体としては前年に比べ減少しました。



単位：千円

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
地方債残高	16,024,807	15,950,156	15,714,810	15,358,403	14,024,838	14,079,191	14,042,629
地方債発行額	427,200	1,795,600	1,707,800	1,452,300	571,100	2,004,600	1,882,100

(最終決算年度から7年間)

〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度で賄うのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」や道路などの公共施設は、数十年にわたって使っていきます。

そのため、公共施設の整備や更新に必要な財源は、現役世代だけでなく、その公共施設を使用する将来世代にも負担してもらおうのが公平と考えることができます。このことを「世代間の公平負担」といいます。

地方債は、単に不足する財源の穴埋めをするだけでなく、「世代間の公平負担」を確保するという側面もあります。とはいえ、現役世代が借金をしすぎて将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、計画的な借入れと返済が求められます。

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

(資料) 令和2年度に発行した地方債一覧

事業名	発行額 (千円)	利率 (%)	借入年数 (年)	元利償還額 (円)
複合文化施設等大規模改修工事	815,000	0.02	10	815,952,313
民間保育所整備補助	25,000	0.01	10	25,015,233
貝取保育園園舎等解体工事	83,000	0.01	10	83,050,575
防災行政無線デジタル化工事	339,700	0.02	10	340,124,620
〃	40,200	0.02	10	40,240,755
電車見橋耐震補強工事	32,400	0.01	10	32,419,743
〃	18,900	0.04	10	18,939,253
中学校体育館空調設備設置工事	28,200	0.02	10	28,235,250
温水プール改修工事	294,000	0.04	10	294,628,502
北貝取小学校跡地施設整備	60,000	0.2	15	61,004,823
聖ヶ丘中学校大規模改造	106,100	0.2	15	107,844,475
小学校空調設備設置工事業債	20,000	0.02	9	20,018,762
中学校空調設備設置工事業債	19,600	0.02	9	19,618,387
合 計	1,882,100			1,887,092,691

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.2.2 債務負担行為の推移（債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、一般財源で支払う額の推移）

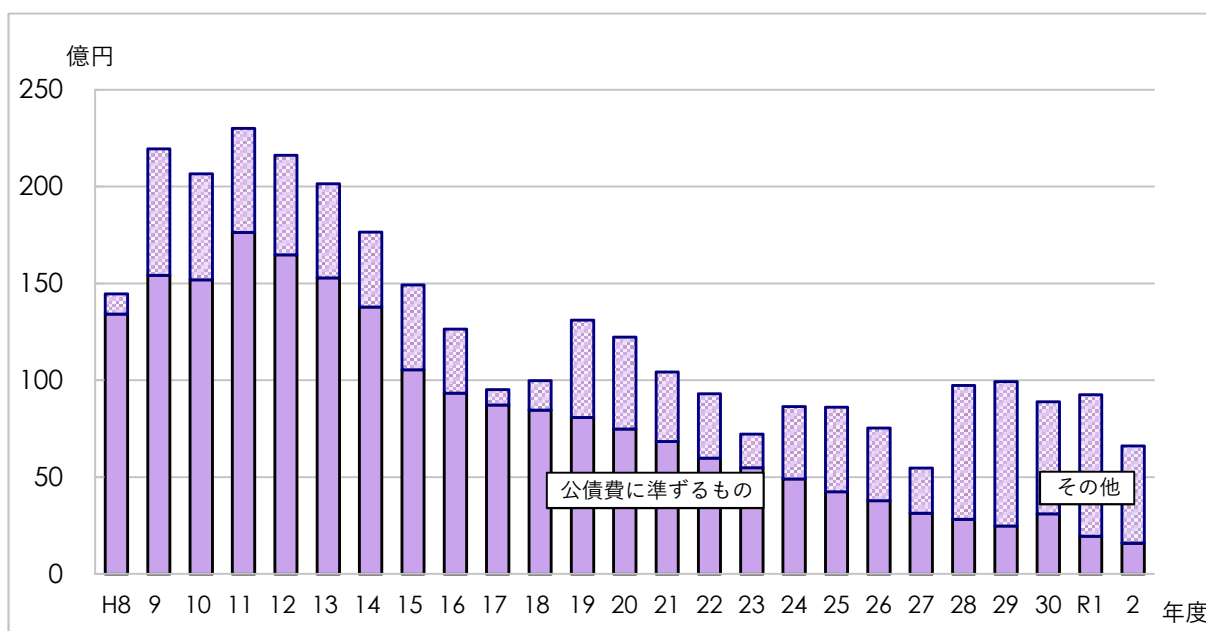
債務負担行為には、土地や建物等の資産を分割して購入する「公債費に準ずるもの」と長期の業務委託契約などの「その他」の2つに大別できます。

「公債費に準ずるもの」は、ニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため、過去には非常に多かったものの、解消が進んでいます。

「その他」は周期的に増減を繰り返しますが、これはごみの収集や給食調理等の長期契約を結んだ年は増加し、年々減少するためです。

ここでは、市の実質的な負担額を見るため翌年度以降の支出予定額のうち、国や都の補助金や地方債を除いた一般財源等で支払う予定の額を記載しています。

令和2年度は、「公債費に準ずるもの」は、該当するニュータウン整備に係る債務負担行為の解消がさらに進んだことにより減少し、「その他」についても、文化振興事業や生活困窮者自立相談支援に係る業務委託契約を結びましたが、全体としては減少しました。



単位：千円

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
公債費に準ずるもの	3,795,688	3,139,807	2,833,023	2,479,904	3,103,440	1,959,429	1,583,358
その他	3,736,241	2,337,298	6,901,564	7,463,959	5,783,478	7,306,091	5,035,955

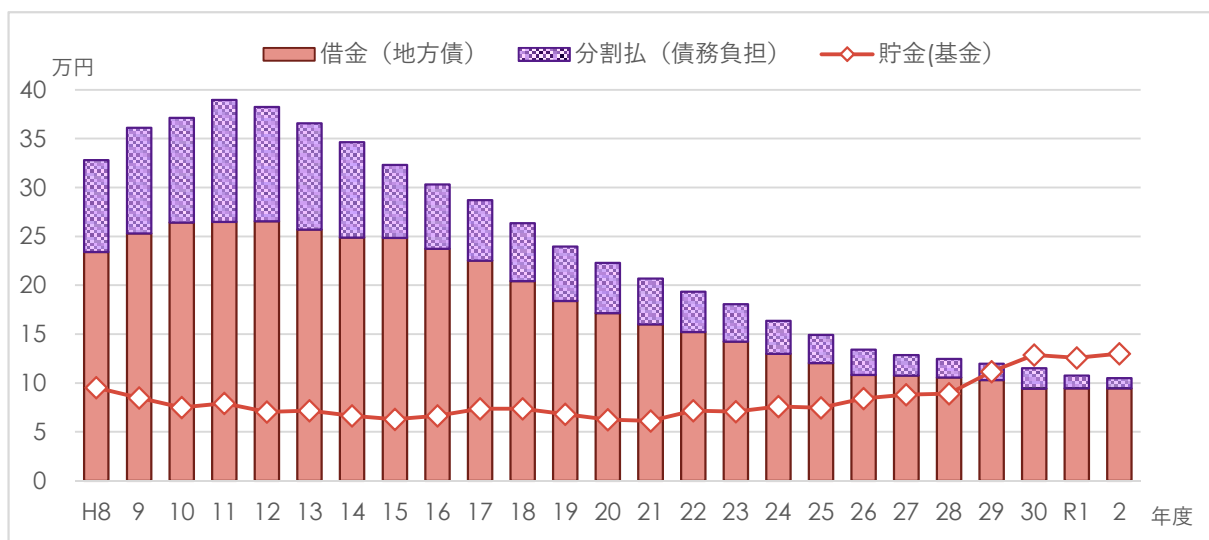
（最終決算年度から7年間）

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.2.3 市民1人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移

地方債の残高と、債務負担行為のうち公債費に準ずるものの翌年度以降支出予定額の合計が、将来世代が負担する借金や分割払いの額といえます。これらの額と、貯金の額と言える基金残高について、市民一人当たりの額を算出しました。

近年は、貯金が借金及び分割払いの合計額を超えています。今後、多くの公共施設の更新時期を迎えるため、借金及び分割払いの合計額は貯金よりも大きくなる見込みです。引き続き借金の抑制に努め健全な財政運営を図ります。



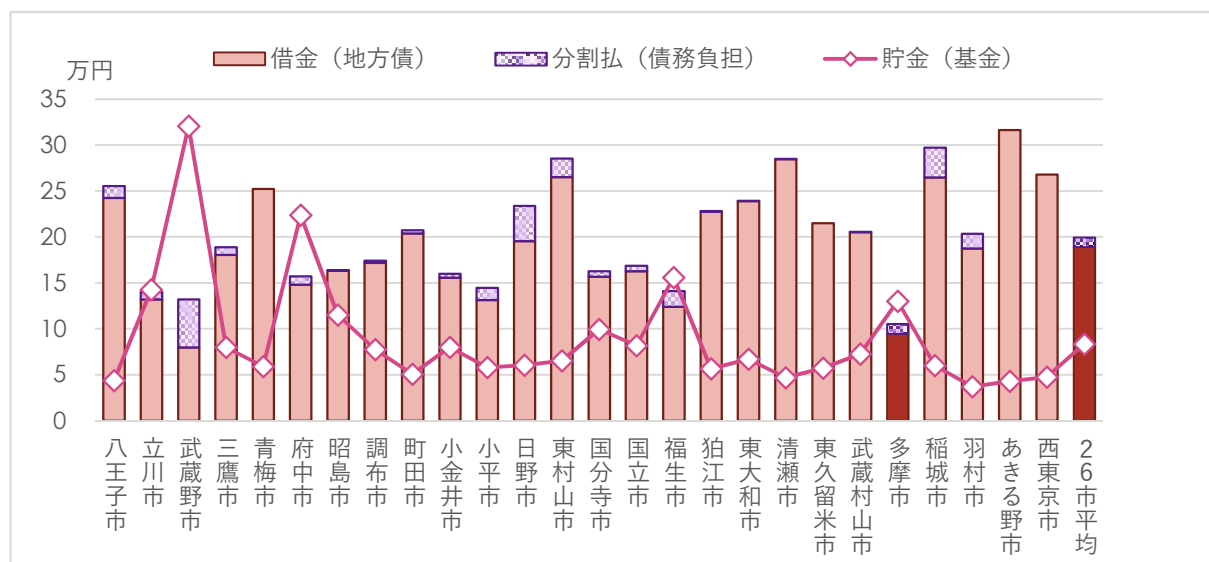
単位：円

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
借金(地方債)	108,545	107,659	105,816	103,268	94,288	94,604	94,577
分割払い(債務負担)	25,710	21,193	19,076	16,675	20,864	13,166	10,664
貯金(基金)	84,297	88,131	89,061	111,495	128,769	125,636	130,116

(最終決算年度から7年間)

4.2.4 令和2年度 26市における市民1人当たりの貯金と借金・分割払い

市民1人当たりの貯金(基金)から借金・分割払い(地方債・債務負担行為)を差し引いた金額の幅について、26市平均はマイナス11万6千円です。多摩市はプラス2万5千円で3番目に大きい差引幅となっています。



5 財政指標の状況

自治体の財政状況を判断する目安を財政指標といいます。

主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。

平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

5.1 財政力指数

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。

財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。

また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。

この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが一般的です。

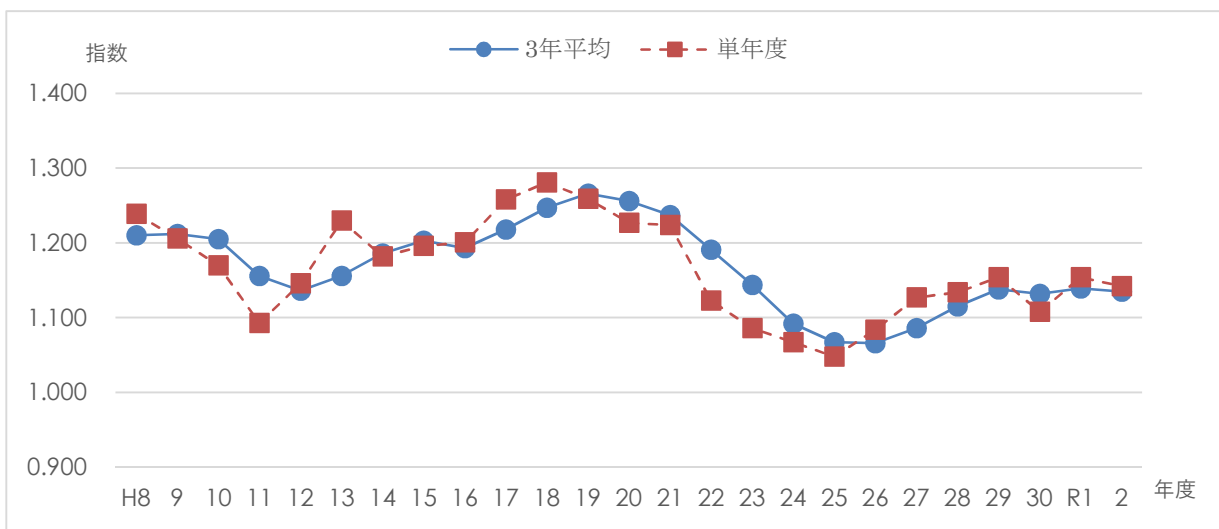
※「基準財政需要額」・・・普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮想の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げた、いわばモデル計算です。

※「基準財政収入額」・・・普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

5.1.1 財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。単年度指数は平成5年度以降1.2前後と高い水準で推移していましたが、平成18年度をピークに平成25年度まで減少が続き、近年では1.1前後となっています。

令和2年度は、社会福祉費等の増加により、指標は単年度、3年平均共に前年度と比べ減少しました。



年度	H26	27	28	29	30	R1	2
3年平均	1.066	1.086	1.115	1.138	1.132	1.139	1.135
単年度	1.084	1.127	1.134	1.154	1.108	1.154	1.142

(最終決算年度から7年間)

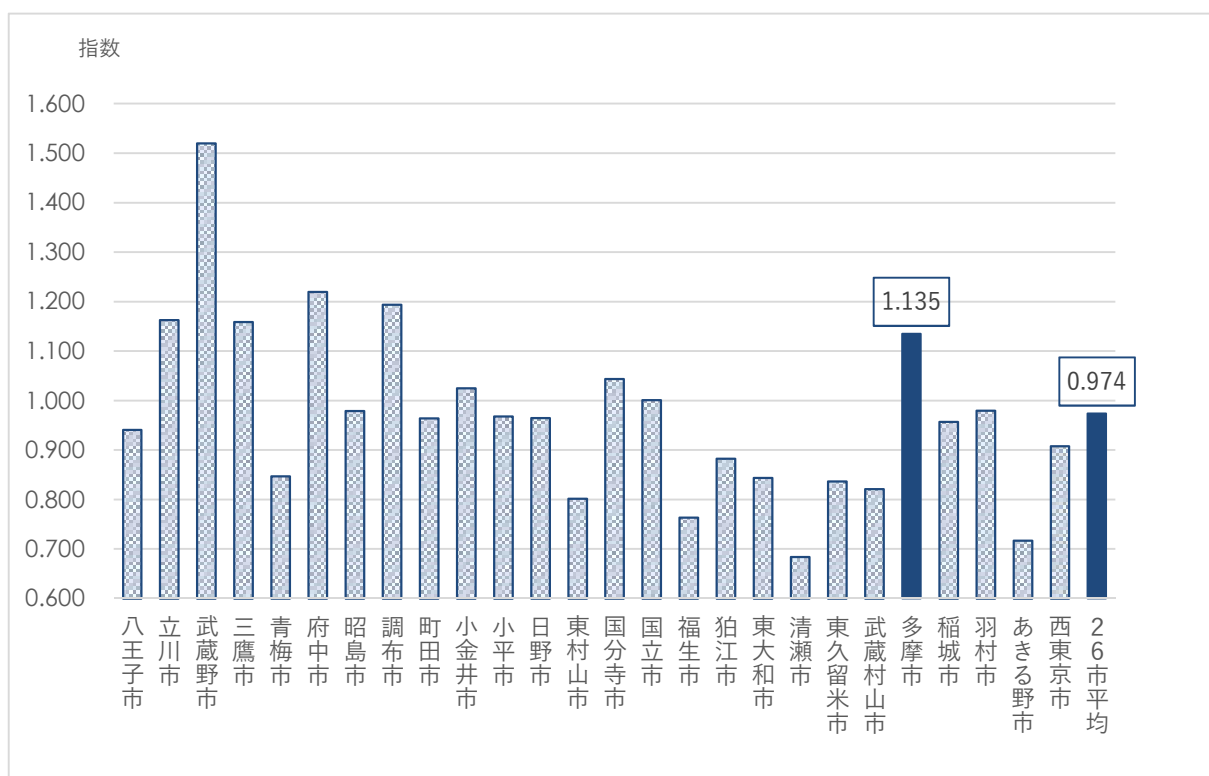
5 財政指標の状況

5.1.2 令和2年度 26市の財政力指数

令和2年度における多摩市の財政力指数は1.135（3年平均）です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、その中でも多摩市は26市中「6位」で、26市平均と比べ比較的高い数値となっています。

なお、単年度の財政力指数が「1」以上の場合、普通交付税は交付されません。

単年度の財政力指数が1以上の団体は、26市では多摩市を含め9市です。また、全国1,765団体（都道府県及び市町村）では、4.3%にあたる76団体です。



5 財政指標の状況

5.2 公債費負担比率

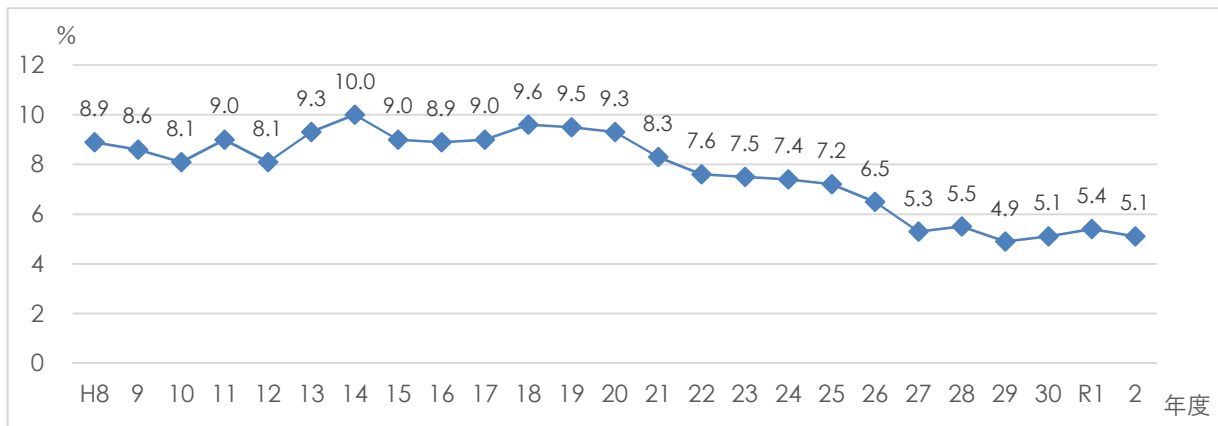
公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、一般財源の総額に対して、公債費（借入金の返済）に充てている一般財源の割合を示したものです。この比率が高くなると、財政硬直化の兆候といえます。一般的に15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号とされています。地方債を発行する際には後年度負担の増加に十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。

5.2.1 公債費負担比率の推移

令和2年度は5.1%で前年度に比べて0.3ポイント下がりました。前年度は1.1億円の繰上償還を行ったため一時的に上がりましたが、繰上償還の影響を除くと3年続けて5.1%となっています。

○ 計算式

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源(1,895,878千円)}}{\text{一般財源総額(37,425,554千円)}} \times 100$$



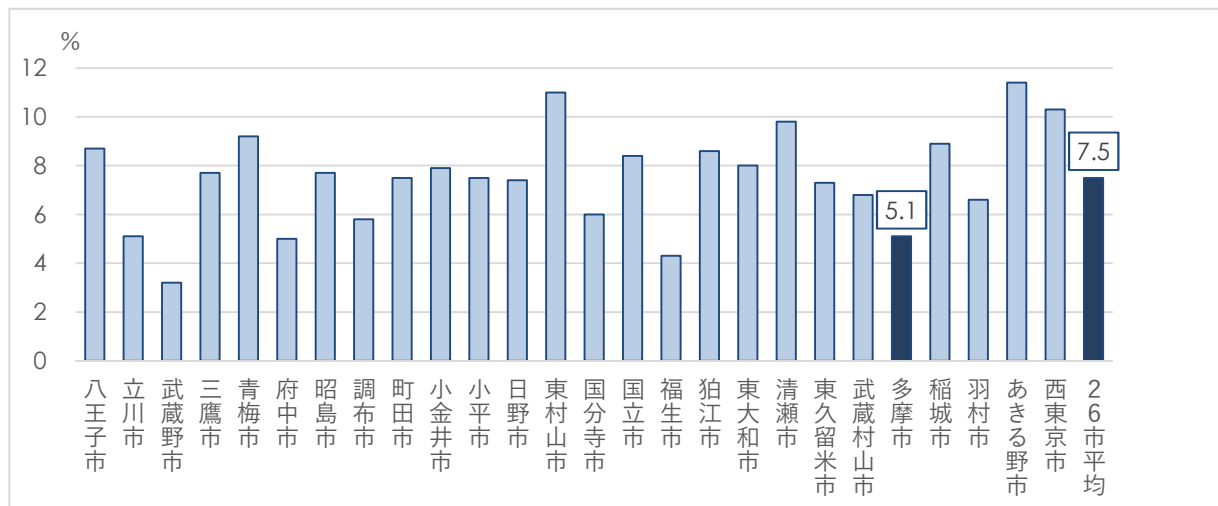
単位：%

年度	H26	27	28	29	30	R1	2
公債費負担比率	6.5	5.3	5.5	4.9	5.1	5.4	5.1

(最終決算年度から7年間)

5.2.2 令和2年度 26市の公債費負担比率

公債費負担比率は26市中4番目に低い数値となっています。今後は大規模公共施設の更新等に借入を行うため、少しずつ上昇していく見込みです。



5 財政指標の状況

5.3 経常収支比率

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうち、どんな経費にも充てることができる一般財源（経常一般財源）がどの程度経常的な支出（経常的経費）に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみようとするものです。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充てられる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では70～80%程度が適正水準と言われていますが、多摩市のようにインフラの整った都市部ではもう少し高めの数値となります。多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2～5年度）では、決算時91%以下を目標として設定しながら、市民サービスの向上や財政運営の改善に努めています。

※経常的経費・・・職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、継続して支出する固定的な経費を経常的経費といいます。

○ 現在の算定方式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額+減税補てん債+臨時財政対策債}} \times 100$$

※平成13年度から減税補てん債と臨時財政対策債を分母に加えて算定する方式に変わりました。18年度に減税補てん債が終了し、25年度からは国の制度改正に伴い、普通交付税の不交付団体は臨時財政対策債の借入れができなくなったため、従来の方式と現在の方式の数値は等しくなります。

5.3.1 経常収支比率の推移

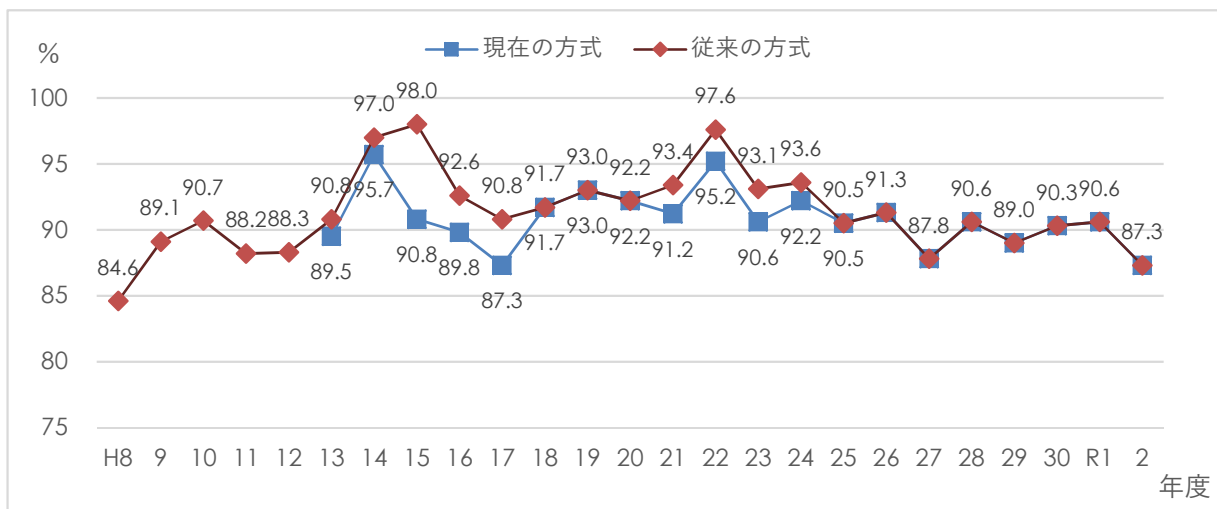
多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、平成14年度は95.7%と非常に高い数値となりましたが、「多摩市行財政再構築プラン」による歳出の見直しなどにより改善に向かいました。その後、再び90%を超え、平成22年度には95.2%と平成14年度の状況に近づきましたが、平成23年度以降は改善しています。

多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が急激に増加する見通しが困難な中で、新たな財政需要に伝えていくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

令和2年度の経常収支比率は87.3%で、前年度より3.3ポイント改善しました。

歳入では、地方消費税交付金の消費税率引き上げや暦日要因による増加、法人市民税は新型コロナウイルス感染症の影響が限定的であった上、一部企業の業績動向による増加などにより、2.5ポイント改善しました。

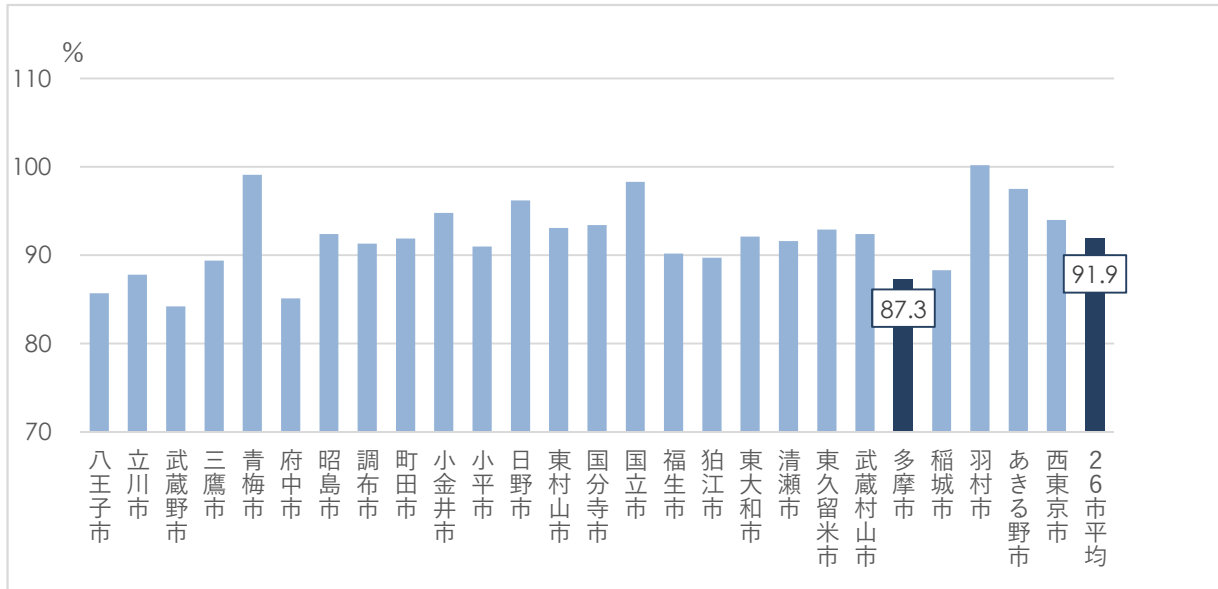
一方、歳出ではパルテノン多摩の改修工事に伴う休館による維持管理・運営に係る委託料の減や、新型コロナウイルス感染症に伴う事業の中止・縮小による物件費・補助費等の減少などにより0.9ポイント改善しました。



5 財政指標の状況

5.3.2 令和2年度 26市の経常収支比率

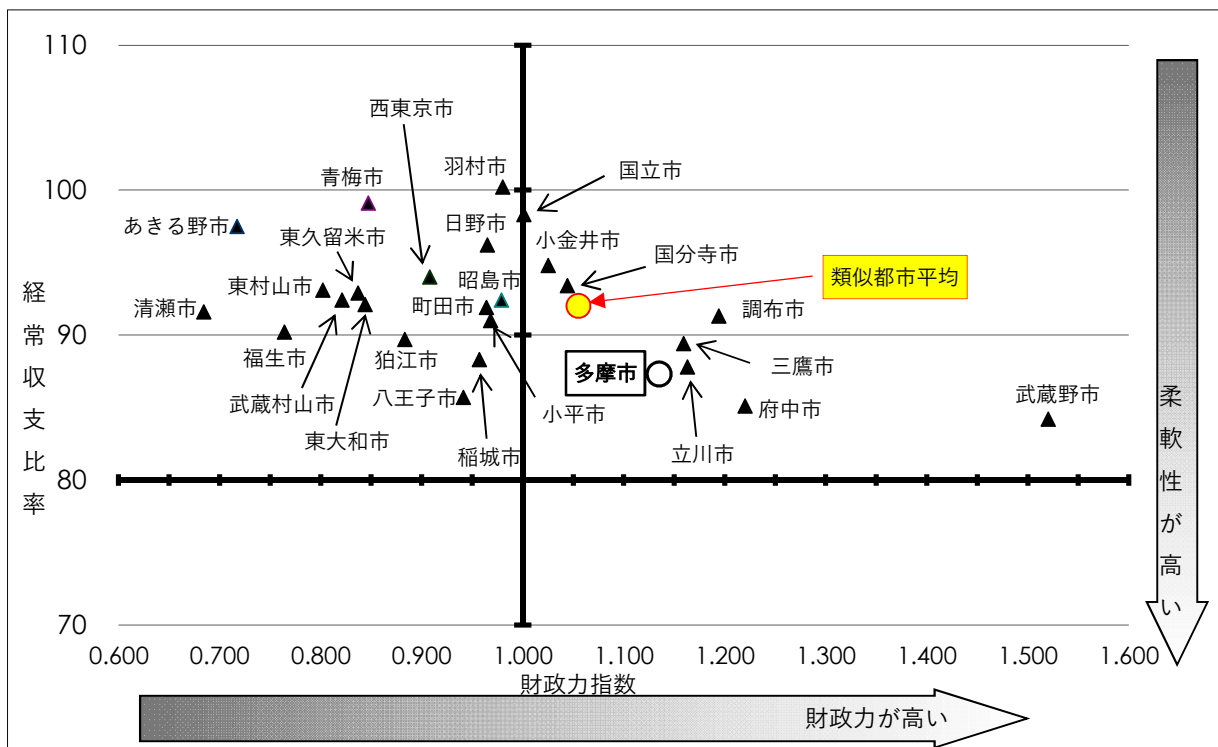
令和2年度の多摩市の経常収支比率は87.3%で、26市との比較では4位となり平均値91.9%に対し4.6ポイント低い結果となりました。なお、算定方式は臨時財政対策債が計算の分母に加わるため、臨時財政対策債発行額の多寡により、数値が大きく変動します。



5.3.3 令和2年度 26市の経常収支比率・財政力指数の関係

各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、財政力は高い（良い）のですが、経常収支比率も高く（悪く）硬化化しています。多摩市の事業内容や施設整備が共に充実していることが要因のひとつです。今後も多摩市が健全財政を維持していくためには、人件費、公債費などの義務的経費のほか、各種事業や施設の維持管理に係る経常的経費をより一層見直すとともに、新たな歳入の確保が必要です。



5 財政指標の状況

5.4 健全化判断比率等

平成18年度に話題となった地方自治体の破綻などを受け、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、①分かりやすい指標を作り、②普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、③財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では各指標の算定と公表だけが義務付けられましたが、平成20年度決算からは算定した指標が基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務が生じます。

5.4.1 健全化判断比率

令和2年度決算に基づき算定した多摩市の健全化判断比率（4指標）は、平成19～令和元年度決算に引き続き、4指標全てにおいて早期健全化基準を下回っており、健全性が保たれています。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市 算定数値	－	－	2.0	－
早期健全化基準 ※1	11.76	16.76	25.00	350.00
財政再生基準 ※2	20.00	30.00	35.00	

- ・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。
- ・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載しています。
- ※1 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。（自主的な改善努力による健全化の段階）
- ※2 健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。（国等の関与による確実な再生の段階）

5.4.2 資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる公営企業会計は、下水道事業会計のみです。

下水道事業会計の令和2年度決算は、平成19～令和元年度決算と同様に「資金の不足額」が生じていないため、資金不足比率は「－」となり経営健全化基準を下回っています。

	特別会計の名称	資金不足比率（％）	事業の規模
多摩市 算定数値	下水道事業会計	－	1,993,292千円
経営健全化基準 ※3		20.0	

- ・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第15号を基に作成しています。
- ・資金の不足額がない場合は、「－」を記載しています。
- ・事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第1号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載しています。
- ※3 資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

5 財政指標の状況

5.4.3 健全化判断比率等の概要について

ア. 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等 …多摩市では一般会計のみが該当（平成20年度までは受託水道事業特別会計が該当）
- 実質赤字額 …繰上充用額 +（支払繰延額+事業繰越額）

(イ) 令和2年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません。（実質収支額は黒字の2,046,874千円）
実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

イ. 連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{ (\text{イ}+\text{ロ}) - (\text{ハ}+\text{ニ}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

- 全ての会計…多摩市の全会計、一般会計と4つ（国民健康保険、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計が該当（平成25年度までは介護保険サービス事業が該当）
- 連結実質赤字額…イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額
 - ・イ…一般会計及び公営企業（下水道事業会計）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ・ロ…公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ・ハ…一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ・ニ…公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(イ) 令和2年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。（実質収支額の合計 12,456,449千円）連結実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

ウ. 実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還…イからホまでの合計額
 - ・イ…満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ・ロ…一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ハ…組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ニ…債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ・ホ…一時借入金の子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額…地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(イ) 令和2年度決算に基づく算定数値

- ・各年度ごと（単年度）の実質公債費比率

30年度 …	1.09%	}	3か年平均（「3か年の合計」÷3で、小数点以下第2位を切り捨て）
R1年度 …	3.24%		
2年度 …	1.86%		

5 財政指標の状況

エ. 将来負担比率（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額… イからチまでの合計額

- ・イ…一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ…債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ・ハ…一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ…当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ…退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ…地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト…連結実質赤字額
- ・チ…組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額… イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○特定財源見込額… イからニまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入見込額

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

…地方交付税法の規定により、イからニまでに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(イ) 令和2年度決算に基づく算定数値

将来負担額（イからチまでの合計額18,075,193千円）に対して、そこから差し引く「充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は31,253,174千円であり、計算上の分子（将来負担）がマイナスになるため、判断比率は「－」を記載しています。

オ. 資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額…（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

○解消可能資金不足額…事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。（多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません）

○事業の規模…営業収益の額－受託工事収益の額

(イ) 令和2年度決算に基づく算定数値

下水道事業会計では、「資金不足額」は生じていません。（剰余額 9,454,056千円）

資金の不足額がないため、資金不足比率は「－」を記載しています。

5 財政指標の状況

〔コラム〕 実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると…

財政健全化法に伴う財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）算定において、令和2年度決算に基づく数値では、5つの指標のうち4つが「－（算定不可）」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額（剰余額・黒字額）等を利用して財政指標を算定してみますと

実質赤字比率	「－」	⇒	△ 6.57%	(△ 4.17%)
連結実質赤字比率	「－」	⇒	△ 40.01%	(△36.72%)
実質公債費比率	2.0%	⇒	2.0%	(1.6%)
将来負担比率	「－」	⇒	△ 44.2%	(△43.0%)
資金不足比率（下水）	「－」	⇒	△ 474.3%	(△375.7%)

と、マイナスの指数になります。

() は前年度数値

実質赤字比率や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余額が多かったということではありますが、一般的に「実質収支比率（標準財政規模に対する実質収支額の割合）は3～5%程度が望ましい」と言われていることから、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど良いという指標ではありません。

一方、実質公債費比率と将来負担比率は、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど公債費や将来負担額の比重が軽く、財政の健全性が高いといえます。

総務省から算定結果が公表されている令和元年度決算に基づく実質公債費比率、将来負担比率を他団体と比較すると、実質公債費比率は、東京都26市の平均より数値が高くなりましたが、全国平均よりは低く、また、将来負担比率も、全国平均よりも数値が低くなっており、「多摩市の財政は健全性が高い」ということが確認できます。

（参考）令和元年度決算に基づく健全化判断比率の他団体との比較

	多摩市 令和元年度決算に 基づく算定結果	各指標の平均値		早期健全化基準を超える団体の数	
		全国の 市区町村	東京都 26市	全国 (都道府県を含む)	東京都 26市
実質赤字比率	△4.17%			なし	なし
連結実質赤字比率	△36.72%			なし	なし
実質公債費比率	1.6%	5.8%	0.8%	1団体	なし
将来負担比率	△43.0%	27.4%		1団体	なし

- ・実質赤字額がある団体はなし。
- ・連結実質赤字額がある団体はなし。

(参考) 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します。

※平成20年度の決算統計から「臨時財政対策債発行可能額」が「標準財政規模」のうち数に改められたため、健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」と決算統計における「標準財政規模」は一致するようになりました。

ア. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額))}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{31,128,105 \text{千円}} = \text{なし}$$

○一般会計等 ⇒ 多摩市では一般会計のみが該当

○標準財政規模 31,128,105千円

○繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0
⇒ 繰上充用は行っていない

○支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0
⇒ 支払繰延額はない

○事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない

イ. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(イ + ロ)が(ハ + ニ)を超える場合の、当該超える額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (3,002,393 \text{千円} + 9,454,056 \text{千円})}{31,128,105 \text{千円}} = \text{なし}$$

○標準財政規模 31,128,105千円

(イ) 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 0

対象となる会計は一般会計と3つ(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)の特別会計。
⇒ 全ての会計において実質赤字額なし

(ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0
⇒ 対象となる会計は下水道事業会計。資金不足額なし

(ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 3,002,393千円
⇒ 対象となる会計は上記(イ)と同じ。4つの会計の実質黒字(実質収支額)の合計額

(ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額 9,454,056千円
⇒ 対象となる会計は上記(ロ)と同じ。下水道事業会計の資金剰余額(実質収支額)

ウ. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3カ年平均}$$

	H30決算	R1決算	R2決算
○元利償還金(繰上償還額等を除く) ⇒ 一般会計歳入歳出決算書の数値	2,022,312千円	1,940,181千円	1,994,771千円
○準元利償還金 ⇒ 下記(イ)～(ホ)の合計額			
(イ)満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当りの元金償還金相当額 ⇒ 満期一括の地方債償還額なし	0	0	0
(ロ)一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 下水道事業会計への繰出金(地方債償還・雨水分)	46,446千円	44,080千円	42,520千円
(ハ)組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分	65,371千円	54,736千円	21,967千円
(ニ)債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの ⇒ 資源化センター用地買戻し分、関戸公民館施設買戻し分など	533,639千円	1,063,160千円	391,674千円
(ホ)一時借入金の利子 ⇒ 一時借入金の借入なし	0	0	0
○標準財政規模	29,837,676千円	30,994,502千円	31,128,105千円
○特定財源 ⇒ 東京都補助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額	756,015千円	698,663千円	568,762千円
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額	1,604,719千円	1,445,423千円	1,328,009千円

$$30\text{年度} = \frac{(2,667,768\text{千円}) - (2,360,734\text{千円})}{29,837,676\text{千円} - 1,604,719\text{千円}} = 1.08750\%$$

$$R1\text{年度} = \frac{(3,102,157\text{千円}) - (2,144,086\text{千円})}{30,994,502\text{千円} - 1,445,423\text{千円}} = 3.24230\%$$

$$R2\text{年度} = \frac{(2,450,932\text{千円}) - (1,896,771\text{千円})}{31,128,105\text{千円} - 1,328,009\text{千円}} = 1.85959\%$$

$$\begin{array}{l} \text{3カ年平均} \\ \text{(小数点以下第二位を} \\ \text{切り捨てて表示)} \end{array} = 2.0\%$$

エ. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$

○将来負担額 ⇒ 下記(イ)~(チ)の合計額

(イ)一般会計等の地方債現在高 14,042,629千円

⇒ 主要施策の成果説明書の令和2年度末地方債残高を使用

(ロ)債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) 1,342,295千円

⇒ 普通会計(決算統計)の令和2年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額

(ハ)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 159,234千円

⇒ 下水道事業会計の雨水負担分

(ニ)当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 10,646千円

⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額(東京たま広域資源循環組合)

(ホ)退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 2,520,389千円

⇒ 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額

(ヘ)設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 0

⇒ 該当なし

(ト)連結実質赤字額 0

⇒ 該当なし

(チ)組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 0

⇒ 該当なし

○充当可能基金額 20,227,834千円

一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上
⇒ 記(イ)~(ヘ)の償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金残高合計額

○特定財源見込額 1,986,682千円

上記(イ)~(ニ)の償還額等に充てることのできる特定の歳入見込で、東京都補
⇒ 助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 都市計画税収入額の一部を算入

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 9,038,658千円

地方交付税法の規定により、(イ)~(ニ)に要する経費として普通交付税の算定
⇒ に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

○標準財政規模 31,128,105千円

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 1,328,009千円

⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

$$\text{将来負担比率} = \frac{18,075,193千円 - (31,253,174千円)}{31,128,105千円 - (1,328,009千円)} = \text{なし}$$

オ. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$$

$$= \frac{(\text{293,532千円} + \text{0} - \text{9,747,588千円}) - \text{0}}{\text{1,993,292千円} - \text{0}} = \text{なし}$$

※多摩市で該当となる会計は、下水道事業会計のみ

○流動負債	293,532千円
⇒ 貸借対照表 負債の部 流動負債合計から企業債等を控除した額	
○建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	0
⇒ 該当なし	
○流動資産	9,747,588千円
⇒ 貸借対照表 資産の部 流動資産合計	
○解消可能資金不足額＝事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。	0
⇒ 資金不足額が生じていないため算定せず	
○営業収益の額	1,993,292千円
⇒ 損益計算書 営業収益の額	
○受託工事収益の額	0
⇒ 該当なし	

令和2年度 多摩市の財政状況(決算の概要)

印刷物番号 3-26
編集 多摩市企画政策部財政課
〒206-8666
東京都多摩市関戸六丁目12番地1
Tel.042(338)6814
発行 令和3年8月
印刷 庁内印刷